

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	64 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和48年ごろに国民年金に任意加入して、以後の国民年金保険料は国民年金をやめるまで納付していた。

しかし、ねんきん特別便の納付記録を見ると、申立期間が未加入期間と記録されている。

私は、申立期間に係るA市の領収証書を所持しており、社会保険事務所（当時）に出向いたところ、資格期間外のため、納付済みの保険料については還付処理したものであるとの説明を受けた。

しかし、私は、申立期間の保険料を納付しており、今までに保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA市発行の領収証書を所持しており、その領収日付から申立期間の保険料は、当時、現年度納付されたことが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者検認台帳にも申立期間の保険料は現年度納付済みと記録されている。

また、申立人の所持する国民年金手帳には国民年金の資格喪失日が、昭和51年4月2日付けと上述の保険料の納付と符合する記載が確認できるものの、申立人に係る同市の被保険者検認台帳及び特殊台帳には、50年4月2日付けと誤って記載されており、行政機関における記録管理に何らかの誤りがあったことがうかがえる。

さらに、上述の市の被保険者検認台帳及び特殊台帳には、申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる^{じせき}事蹟は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで
昭和45年6月ごろに母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続はA市役所で行ったと思う。申立期間当時、住所の変更も無いのに、申立期間が未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和48年度国民年金印紙検認記録欄には「規則による検認・B市」、「昭和48年10月から49年3月まで納付済」が記録されていることが確認でき、申立期間の保険料は未納とされていることから、現年度納付されたとは考え難い。

しかし、申立人は、昭和50年1月から同年3月までの保険料を同年5月16日に過年度納付していることが特殊台帳から確認できる。また、昭和46年度の納付記録は納付済月数が3か月から12か月に訂正されているが、申立人の所持する国民年金手帳の同年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和46年4月から同年6月までの保険料のみの検認記録があることから、同年7月から47年3月までの保険料は過年度納付したものと推測できる。これらのことを踏まえると、申立人は納付漏れがあった場合、過年度納付していることから、申立期間のみを未納のままにしておくとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、20歳になった昭和45年*月及び申立期間を除き国民年金保険料を納付又は法定免除を受けていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえ、申立期間についても過年度納付していたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年5月まで

申立期間当時、勤めていた店にA区の女性職員が集金に来ていたので、私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間直前の昭和41年11月から42年5月までの厚生年金保険料と国民年金保険料を重複納付していた7か月の保険料については、還付された記憶はあるが、申立期間の保険料は還付されていないので、納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤めていた店にA区の女性職員が集金に来ていたので、国民年金保険料を納付していた。また、昭和41年11月から46年5月までの保険料を還付された記録となっているものの、41年11月から42年5月までの保険料を還付されたことは覚えているが、申立期間の保険料は還付されていないと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、昭和41年11月15日に厚生年金保険被保険者となり国民年金被保険者資格を喪失し、46年6月に国民年金被保険者資格を再取得するまでの申立期間を含む41年11月から46年5月までの保険料について、57年6月21日に還付決議され、1万5,350円の保険料が還付された記録が確認でき、その内容に不自然な点は見られない。

また、還付された保険料額は、当該期間の保険料額1万5,350円と一致している。

さらに、B社会保険事務所（当時）が保有する還付整理簿を見ると、申立人の還付記録が記載されており、国民年金手帳記号番号、住所、氏名、還付

金額及び還付決定年月日に関する記載内容が、申立人の特殊台帳の記録と一致していることから、申立人は、申立期間を含む昭和41年11月から46年5月までの保険料を還付されたものと考えられる。

加えて、申立人は昭和41年11月から42年5月までの保険料は還付されたが、申立期間の保険料は還付されていないと申し立てしているところ、申立期間を含む41年11月から46年5月までの保険料を一括で還付されたと考えられる上、還付に係る事務処理が適正になされなかったことをうかがわせる形跡及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらない。

しかしながら、保険料が還付された昭和41年11月から46年5月までの期間のうち、42年8月については、申立人は厚生年金保険被保険者期間では無い上、申立人の夫も公的年金未加入期間であるため、国民年金の強制加入期間となるべき期間であり、本来還付処理を行ってはならない期間であることから、この点について行政側の事務的過誤は明らかであり、この期間は納付済期間とする必要がある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで
② 昭和50年1月から51年3月まで

私は、国民年金加入後、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間は、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期をみると、A市B町在住中の昭和51年10月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間①の保険料は、既に時効の成立により、納付することができない期間になっている。なお、申立人の夫は、同市C町において婚姻前の36年10月に実兄と連番で手帳記号番号の払出しを受けていることが手帳記号番号払出簿及び特殊台帳の記録から確認できるとともに、婚姻後の国民年金に係る住所変更手続きが52年2月までなされていないことが市の被保険者名簿から確認できることから、夫の申立期間①の保険料は、同市C町において、親族等により納付されたものと推定できる。

また、申立人は、加入手続時期及び保険料額についての記憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間①の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人及びその夫の納付記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年度から夫婦そろって現年度納付を開始していることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、60歳到達時に、申立人は302月、その夫は300月の納付期間が確保できる状況であり、年金の受給権を確保することは可能であった。一方、申立人の夫は、申立期間②の15か月の保険料を昭和53年1月に過年度納付していることが同名簿から確認できる。この点については、夫は、一か月でも未納があれば、受給権を確保できない状況であったことから、行政側の勧奨を受け過年度納付したものと推定でき、申立人についても、類似の状況であったことから、夫と同様に納付勧奨を受け過年度納付していた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、昭和36年4月から夫婦二人で国民年金に加入し、以降はすべて保険料を納付していた。

昭和54年からは口座振替の制度を利用して平成2年9月までの保険料を納付したつもりでいたが、社会保険庁（当時）の記録において、同年3月から同年9月までの期間の保険料が未納とされていた。

年金記録確認第三者委員会の調査員に、取引銀行の記録において、平成2年3月から同年9月までの期間の保険料は、口座振替されていないことの説明を受けて、同期間の保険料が現年度納付されていなかったことに納得したが、同年3月の保険料は、納付書が発行されていることから、納付しているはずだと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月の保険料は、納付書が発行されていることから納付しているはずだと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録を見ると、国民年金制度発足時から申立期間直前までの347か月の保険料は納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間について、平成2年9月に催告（国庫金の納付書）されていることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料は現年度納付がなされた形跡は見られないものの、申立人は、老齢基礎年金計算額の特例（昭和5年4月2日から6年4月1日までに生まれた者は、348か月で満額受給）対象者であり、最終納付月である申立期間の保険料を納付すれば満額受給となる状況であった。

これらの点を踏まえ、申立人の保険料の納付意識の高さに鑑みると、当該

催告を看過するとは考え難く、申立期間については、保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和61年7月から62年2月まで

私は昭和42年6月に国民年金に任意加入し保険料を納付してきた。申立人である私の夫は、家業の都合で46年1月に会社を退職し、国民年金に加入した後は、会社に一時勤めていた49年10月から50年3月までの期間を除き、60歳に達するまでずっと加入してきた。保険料は、私が夫婦二人分を納付していたし、申立期間①の前後の期間は遅滞なく納付していた。しかし、記録では、申立期間①が夫婦共に未納、申立期間②が夫のみ未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和46年1月ごろに国民年金に加入して以降、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録を見ると、夫婦共に、申立期間②に連なる昭和60年度分から現年度納付であるほか、当初は、夫婦共に直前の59年度以前の3年間は、申請免除期間であったものが、申立人については、昭和61年5月及び62年2月の2回に分けて3年分すべてを追納し、申立人の妻については、平成元年10月に2年分についてのみ追納していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の妻は、申立人の保険料の納付を優先していたものと推定できる。

また、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間②は現年度納付

済みであるのに対し、申立人については、現年度納付がなされなかったため、昭和 63 年 7 月 7 日付けで催告を受けていることがオンライン記録から確認できることから、申立人の保険料の納付を優先していた申立人の妻がこの勧奨を看過するとは考え難く、申立期間②については、過年度納付がなされていたものとするのが自然である。

次に、申立期間①について、申立人夫婦の納付記録を見ると、夫婦共に昭和 57 年度に催告を受けていることが特殊台帳から確認でき、遅滞なく納付していたとする陳述とは符合しない。

また、この期間に後続する 3 年間は、申立人夫婦共に、当初は、申請免除の記録（後に、一部追納）であったことが、夫婦に係る特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人夫婦には、当時、保険料の納付が困難となる何らかの事情が介在していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、申請免除期間後の昭和 60 年度から、夫婦二人分の保険料について現年度納付を再開しているが、最初の納付日である昭和 60 年 9 月 25 日時点では、申立期間①は、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっている。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 43 年ごろに、組合長の勧めで夫婦一緒に国民年金に加入して以来、最後まで夫婦二人分の保険料を納付してきた。当初は、店に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたが、納付書になってからは、信用金庫の外交員に毎日の店の売上金とともに、国民年金保険料も含めた各種の支払金を渡して納付してもらっていた。

老後のためにと、一生懸命頑張って、夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 43 年 4 月以降、申立期間を除き、それぞれ 60 歳期間満了まで夫婦二人分の保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、前後の期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立人は、昭和 41 年 9 月に開店して以降、平成 11 年に閉店するまで経営も順調であり、申立期間当時においても生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 43 年ごろに、組合長の勧めで夫婦一緒に国民年金に加入して以来、最後まで夫婦二人分の保険料を納付してきた。当初は、店に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を納付していたが、納付書になってからは、信用金庫の外交員に毎日の店の売上金とともに、国民年金保険料も含めた各種の支払金を渡して納付してもらっていた。

老後のためにと、一生懸命頑張って、夫婦二人分の保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 43 年 4 月以降、申立期間を除き、それぞれ 60 歳期間満了まで夫婦二人分の保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、前後の期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立人の夫は、昭和 41 年 9 月に開店して以降、平成 11 年に閉店するまで経営も順調であり、申立期間当時においても生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年4月まで
② 昭和41年7月から46年12月まで

はっきりとは覚えていないが、妻が私の国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料を納付し始めた。

申立期間の保険料についても、妻が、毎月、区役所の窓口で納付し、年金手帳に領収印を押してもらっていたはずである。

私も妻も具体的なことまでは覚えていないが、国民年金の加入手続き後は、妻が私の保険料をすべて納付しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が申立期間の国民年金保険料を納付し、国民年金手帳へ領収印を押してもらったと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として、昭和42年9月に夫婦連番で職権により払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、同年4月以降の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、特殊台帳を見ると、申立人は、昭和50年12月20日に、申立期間②直後の47年1月から同年12月までの国民年金保険料について特例納付し、48年1月から50年3月までの保険料について過年度納付していることが確認できる。

この点、当時、A市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間、未納なく納付したとしても受給資格期間が不足する者を対象

として、過年度納付及び特例納付の勧奨を行っていたところ、申立人は既に40歳であり、また、年金受給資格期間は300月が必要であった。

そこで、申立人の納付記録を検証すると、昭和47年1月から同年12月までの12か月の国民年金保険料について特例納付及び48年1月から50年3月までの27か月の保険料について過年度納付するとともに、その後の60歳到達までの243か月の保険料を完納したとしても、合計の納付月数は282月になり、年金受給権を満たすためには18月不足することとなる。

これらのことから判断すると、申立人が、このような状況の下で特例納付及び過年度納付を行ったとするのは不自然であることから、当時においては、それまでの期間のうち、18か月（1年6か月）の国民年金保険料については納付済みであったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、時期についてははっきりと覚えていないものの、加入手続時から国民年金保険料の納付を始めたと明確に陳述していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された年度当初である昭和42年4月から43年9月までの1年6か月を納付したものの、同年10月以降未納状態となり、第2回特例納付実施期間中である50年12月に、年金受給権確保に最低限必要な期間について過年度納付及び特例納付したと考えるのが相当である。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料について、60年11月21日に未納期間から納付済期間に記録訂正されているなど、記録管理において事務的過誤が認められることから、42年4月から43年9月までの保険料についても、何らかの事務的過誤により納付記録が失われた可能性を否定できない。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、39年5月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、40年1月から41年4月までの期間及び同年7月から42年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、継続して現年度納付をしていたと申し立てているが、上記のとおり、昭和47年1月から50年3月までの期間については、特例納付及び過年度納付となっており、ある時期から現年度納付を行わなくなった状況が見受けられる。

さらに、申立期間のうち、昭和39年5月から41年4月までの期間、同年7月から42年3月までの期間及び43年10月から46年12月までの期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の妻も保険料の納付に係る記憶は明確では無いことなどから、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
厚生年金保険被保険者でなくなっからしばらくして、A市役所へ行き、国民年金の加入手続をした。
加入手続後の夫婦二人分の保険料については、私が、夫の分と一緒に納付していたはずであるのに、自分の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料について、夫の分と一緒に納付したはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和44年2月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、オンライン記録を見ると、国民年金保険料の納付日が確認できる期間の夫婦の納付日はすべて一致しており、夫婦二人分をいつも一緒に納付していたとする陳述と符合する上、申立期間に係る夫の保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間における申立人の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる申立人が、申立期間の国民年金保険料について、夫のみ納付し、自身の分を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの期間及び45年7月から46年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年3月まで
② 昭和45年7月から46年6月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、区役所の職員が国民年金について説明するため、近所の小学校の体育館に出張してきた時、夫と一緒にいき、夫婦二人分の加入手続を行った。

当初は国民年金保険料をどのようにして納付していたか覚えていないが、その後しばらくは年配の女性が集金に来ていた。また、近くにあった郵便局へ納めに行ったこともあったと思う。

私が常に夫婦二人分の保険料を一緒に納めていたはずなのに、申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに、私の分は未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、夫婦連番で昭和42年4月21日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳の検認記録及び領収証書を見ると、申立期間を除き、確認できる夫婦の国民年金保険料の納付日はすべて同一日であり、常に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容と符合している上、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に係る申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人及びその夫の国民年金保険料は、

昭和 40 年 12 月以降について、申立期間を除き未納は無く、納付意識の高さがうかがえることから、申立人が申立期間について夫の国民年金保険料のみを納付し、自身の分を未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 44 年度及び 45 年度の印紙検認台紙が切り取られておらず、一方、41 年度及び 42 年度の印紙検認台紙については昭和 44 年になって切り取られており、また、夫のオンライン記録を見ると、43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料について、当初は未納とされていたものの、平成 20 年 11 月 6 日に納付済期間に記録訂正されているなど、保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が見受けられることから、申立期間についても何らかの事務的過誤があった可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月1日から52年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を51年8月1日に、資格喪失日に係る記録を52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月30日から同年8月ごろまで
② 昭和45年8月ごろから46年8月ごろまで
③ 昭和46年8月ごろから48年8月ごろまで
④ 昭和48年8月ごろから同年12月ごろまで
⑤ 昭和48年12月ごろから50年8月ごろまで
⑥ 昭和50年8月ごろから51年8月ごろまで
⑦ 昭和51年8月ごろから52年10月ごろまで

私は、昭和45年1月20日に知人の紹介で、B県C市にあったD社にE職として入社し、同年8月ごろまで勤務した。社会保険事務所(当時)の記録によると、同社における勤務期間のうち、同年4月30日から同年8月ごろまでの間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

D社を昭和45年8月ごろに退職し、その数日後、知人の紹介で、B県F市にあったG社にH職として入社した。同社の従業員は8人ぐらいで、46年8月ごろまで勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社における厚生年金保険加入記録が見当たらない。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

G社を退職した昭和46年8月ごろに知人の紹介で、B県I市にあったJ

社にK職として入社し、48年8月ごろまで勤務した。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

J社を退職した昭和48年8月ごろに知人の紹介で、B県L市にあったM社にK職として入社し、同年12月ごろまで勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

M社を退職後、昭和48年12月ごろに知人の紹介で、B県L市にあったN社にK職として入社し、50年8月ごろまで勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑤）。

N社を退職した昭和50年8月ごろに知人の紹介で、B県O市にあったP社にK職として入社し、51年8月ごろまで勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑥）。

P社を退職した昭和51年8月ごろに知人の紹介でB県Q市にあったA社にK職として入社し、52年10月ごろまで勤務した。社会保険事務所の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。事業所から健康保険被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間⑦）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の勤務が確認できる元代表取締役の妻から、「申立人が申立期間当時、1年間程度A社に勤務していた」旨の陳述が得られた。

また、申立人が記憶していた当時の同僚3人が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に勤務していたことが確認できることから、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、元代表取締役の妻は給与計算事務を担当していたところ、同人から、「申立期間当時、A社では正社員以外には短期のアルバイトしか採用しておらず、正社員は全員、厚生年金保険の加入対象であった。申立人も正社員として勤務し、入社時から厚生年金保険に加入していたはずである。特定の者だけ加

入させなかったことは考えられない」旨の陳述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における退職日について、申立人が同社の次に勤務したR社から、「申立人がR社に入社したのは昭和52年10月20日である」旨の回答が得られたことから、申立人は遅くとも昭和52年10月中旬までにはA社を退職していると考えられ、同年10月は同社における厚生年金保険被保険者期間には含まれないと判断されることから、申立人の同社における被保険者期間は51年8月1日から52年10月1日までとすることが妥当である。

また、申立期間⑦の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期の昭和51年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、年齢が申立人と近い同僚の同年9月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年8月から52年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の勤務が確認できる同僚は全員連絡先が不明で、陳述が得られない。

また、申立人は、勤務期間中の出来事並びに上司及び同僚に関する記憶が無い旨陳述しており、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる事情は見当たらない。

申立期間②については、昭和46年当時の住宅地図によると、申立人が「G社」の所在地と申し立てているF市の地域において、同社の所在は確認できない。

また、昭和46年の電話帳によると、F市内において「G社」の名称の事業所は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、F市内において「G社」の名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる事情は見当たらない。

申立期間③については、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の勤務が確認できる同僚から、「時期は覚えていないが、申立人がK職として勤務していた記憶がある」旨の陳述が得られたことから、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時勤務していることが確認できる同僚から、「当時、若い従業員の中には厚生年金保険に加入していない者がいた」旨の陳述が得られた。

また、申立人は、J社の従業員は12人程度と申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中に被保険者記録が確認できる者は6人である。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④については、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認でき、申立人が当時の同僚と申し立てしている者から、「時期は記憶にないが、申立人が勤務していたことは覚えている」旨の陳述が得られたことから、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立てによると、M社における申立人の勤務期間は長くても4か月までと考えられるところ、当該期間中に同社において勤務していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚から、「M社では期間は覚えていないが試用期間があった」旨の陳述が得られた。また、昭和46年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している別の同僚から、「私の入社は昭和45年12月ごろであった」旨の陳述が得られたことから、申立人が、試用期間中に退職した可能性は否定できない。

さらに、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑤については、N社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間中の勤務が確認できる元取締役から、「時期ははっきりしないが、申立人がK職として勤務していたと思う」旨の陳述が得られたことから、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、「N社ではS用具を持ち込んで仕事をしていた」旨陳述しているところ、N社の元取締役から、「N社では、正社員は固定給で、厚生年金保険に加入させていたが、S用具を持ち込んで仕事をする者は給与が歩合制で、厚生年金保険には加入させていなかったと思う」旨の陳述が得られた。

また、N社は雇用保険適用事業所であるが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、N社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑥については、P社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中の勤務が確認できる元役員二人及び事業主から、「時期は思い出せないが申立人が勤務していたことは覚えている」旨の陳述が得られたことから、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、P社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間中の勤務が確認できる元監査役から、「当時、K職は歩合給で、日雇いの雇用であったので、厚生年金保険には加入させていなかった」旨の陳述が得られた。

また、P社は雇用保険適用事業所であるが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、P社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から49年9月までは9万8,000円とし、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月27日から49年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社でB職として勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

また、A社においてC業務を担当していたとする同僚は、「B職である従業員については、厚生年金保険の加入手続を行うか否かにかかわらず、入社後最初の給与から保険料控除を行い、その後、継続して勤務が見込めるようであればさかのぼって厚生年金保険の加入手続を行っていた」としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に勧誘されて申立人より後に同社に入社したとする同僚の資格取得日は、昭和48年9月3日であることが確認できる。

加えて、雇用保険被保険者台帳総合照会の結果から、申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和48年8月27日であることが確認できるところ、雇用保険の加入記録が確認できた同僚の雇用保険の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿を見ると、
i) 申立期間の始期である昭和48年8月又は同年9月に被保険者資格を取得した24人のうち、申立人と職種が異なるとする1人を除く23人の標準報酬月額が9万8,000円であること、
ii) このうち7人が申立期間の終期である49年12月1日まで継続して被保険者であるところ、これら7人の標準報酬月額は同年10月に改定され、少なくとも同年12月まで同一額であること、
iii) 申立人の同年12月の標準報酬月額は11万8,000円であることから、48年8月から49年9月までは9万8,000円、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため申立期間当時の状況は不明であるが、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和49年12月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年8月から49年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B工場から同社C工場へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和59年8月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和59年6月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和59年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年9月は41万円、同年10月は36万円、同年11月から13年4月までは41万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月から同年12月までは41万円、14年1月は32万円、同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から14年3月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成12年9月は41万円、同年10月は36万円、同年11月から13年4月までは41万円、

同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月から同年12月までは41万円、14年1月は32万円、同年2月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成15年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和59年12月から60年9月までは20万円、同年10月から61年1月までは17万円、同年2月から同年7月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和59年12月から61年7月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月1日から61年8月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低い額で記録されていることが分かった。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から判断して、申立期間のうち、昭和59年12月から60年3月までの期間及び同年5月は20万円、61年1月は17万円、同年2月及び同年4月から同年7月までの期間は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和60年4月、同年6月から同年12月までの期間

及び61年3月については、給料支払明細書等保険料控除額が確認できる資料は無いが、当該期間の申立人の上司が、「申立人は、申立期間当時、給料も厚生年金保険料も減額されたことはなかった」旨陳述していること、及び60年10月に保険料率が改定されていること等を踏まえて、給料支払明細書から保険料控除額が確認できる月の標準報酬月額から判断すると、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間は20万円、同年10月から同年12月までは17万円、61年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和57年9月から59年2月までの期間及び同年11月については、給料支払明細書等の関連資料等が無いことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額は確認できない。

また、申立期間のうち、昭和59年3月から同年10月までの期間については、給料支払明細書の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月31日に訂正し、同年8月から35年1月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 31 日から 35 年 2 月 1 日まで

夫は、B社のグループ会社間での異動が多かったが、申立期間も退職することなく継続して勤務していた。申立期間については、C市にあったB社のグループ会社のA社で勤務していたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の役員名簿、複数の同僚及び当時の事業主の陳述などから、申立人は申立期間において、D社において役員として在籍していたことが認められる。

なお、上記の役員名簿に記載されている申立人の職歴及びB社の当時の事業主の陳述から判断すると、D社はB社の関連会社であったことが推認される。

また、B社の当時の事業主は、「申立人は、継続して勤務し、身分及び業務内容も変わっていなかったと思うので、勤務中に厚生年金保険被保険者資格を喪失するとは考えられない」旨陳述している。

さらに、申立期間当時、A社の業務委託会社で勤務し、その後同社に入社した同僚は、「申立人は、A社内にあったD社という会社に在籍していた。同社は、申立人を含め2名しか在籍しておらず、適用事業所でなかったと思うので、申立人は、関連会社であるA社で加入していたように思う」旨を陳述して

いるところ、申立期間当時、申立人と同じくD社で勤務していたとみられる従業員は、オンライン記録において、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、当時の事業主は、「D社の給与計算及び人事管理業務は、すべてA社が行っていた」と陳述していることなどから、申立人は、上記の従業員と同様に、A社において厚生年金保険の被保険者として取り扱われていたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社におけるグループ会社の役員であった同僚の申立期間当時の標準報酬月額から判断すると、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明と回答しているが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和35年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年8月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月31日に、資格喪失日に係る記録を36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年8月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、D社E支店から同社F支店(当時は、A社)へ異動した時期であり、同社には、昭和25年から58年まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和36年5月31日に当時のD社E支店からA社に異動、同年8月1日に同社からF社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社E支店における昭和36年4月及びF社における同年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機

会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 5 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年9月25日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が28万円と記録されていることが分かった。当時の給与は約40万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日（平成6年9月25日）の後の平成7年1月4日付けで、6年4月1日に遡^{そきゅう}及して28万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間において、遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、商業登記簿の記録から、申立人は、取締役等の役員ではなかったことが確認できるところ、事業主及び元従業員は、「申立人は、B業務の担当者であり、経営には関与していなかった」と陳述している。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票の記録により、申立期間当時、A社において、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について6年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年11月1日）及び資格取得日（昭和24年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和22年11月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは1,800円、同年5月から同年8月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から24年9月1日まで

ねんきん特別便により、夫の申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。昭和22年5月の入社から61年の退社まで、A社B支店に継続して勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B支店において、昭和22年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、24年9月1日に同社B支店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間は、申立人が当社C支店に異動していた時期であるが、申立期間当時、C支店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当社B支店で被保険者とするべきであった。また、在籍記録がある社員であるため、申立期間も保険料を控除していたと考えられる」としているところ、オンライン記録により、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、

申立期間後の昭和 33 年 4 月 1 日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 22 年 10 月及び 24 年 9 月の社会保険事務所の記録、同社の人事記録に記載されている給与額、申立期間当時の元従業員の給与改定状況及び申立期間当時の標準報酬月額の改定状況から、22 年 11 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 1,800 円、同年 5 月から同年 8 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 11 月から 24 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月1日から54年5月13日まで
② 平成3年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成4年4月13日から5年5月6日まで
④ 平成7年4月1日から8年10月1日まで
⑤ 平成12年10月31日から同年12月1日まで
⑥ 平成12年12月1日から13年11月1日まで

私は、B社に昭和53年4月ごろからパートとして勤務し、同年9月1日からは正社員として同社J支店を任されるようになった。正社員となった当初の給与は12万円であり、徐々に上げていくという約束であったが、半年経過しても守られなかったために退職をした。

私が、実際に受け取っていた給与額とB社が社会保険事務所（当時）に申告した報酬月額に相違がある。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間①）。

C社に平成3年1月7日から同年4月1日までの3か月間継続して勤務し、社会保険には事業主が同一人であったA社で加入していた。社会保険事務所の記録では同年1月7日から同年3月31日までの2か月の被保険者期間となっているが、所持している給与明細書では、同年1月から同年3月までの3か月分の給与から保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

D社に在職中は経理を担当し、給与計算をしており、社会保険料の控除は標準報酬月額を27万円として計算していた。同社在職中に6か月間の給

与未払いがあったため平成5年5月に訴訟をし、示談で6か月分の給与全額の支払いを受けた。

実際に受け取っていた給与額とD社が社会保険事務所に申告した標準報酬月額に相違がある。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間③）。

E社がF市に支店を出した際に月給50万円の雇用契約をして同社に入社し、役所の手続及び地元の関係者へのG業務を担当していた。

実際に受け取っていた給与額とE社が社会保険事務所に申告した標準報酬月額に相違がある。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間④）。

H社に平成12年10月31日に入社し、雇用保険への加入と同時に社会保険にも加入をした。雇用保険受給資格者証に記載されている資格取得年月日は「平成12年10月31日」となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい（申立期間⑤）。

実際に受け取っていた給与額とH社が社会保険事務所に申告した標準報酬月額に相違がある。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間⑥）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持している平成3年1月から同年3月までの給与明細書及びA社の事業主の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が平成3年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人はD社において経理担当として勤務しており、自身の標準報酬月額を27万円と記憶していると主張しているが、同社の事業主から提出された平成4年4月から同年11月までの期間に係る賃金台帳及び同年10月20日から5年5月6日までの期間に係る申立人の賃金支払いに関する事業主と申立人の間の合意契約書をみると、オンライン記録と一致する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間①、④及び⑥について、申立人は、勤務していた期間の標準報酬月

額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てしているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①に係る事業主については連絡先が不明であり、申立期間④及び⑥に係る事業主からは、照会文書に対する回答が得られなかったため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人と同時期に勤務をしていた同僚から給与に関する実態及び保険料控除について事情聴取することができなかったため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、③、④及び⑥において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間についてH社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、オンライン記録によると平成11年12月16日から12年12月1日までは、国民年金の被保険者期間となっており、申請による免除を受けていることが確認できる。

なお、申立人は当該被保険者期間とは別に過去4度の国民年金保険料免除申請を自身で行っていたと陳述していることから、当該被保険者期間に係る免除申請も申立人自身が行ったと考えるのが自然である。

また、I市のオンライン記録によると、申立人は、当該被保険者期間において「平成11年12月16日付け」及び「平成12年4月1日付け」の2回にわたり保険料の免除申請を行い、国民年金被保険者資格を取得し、平成12年12月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、I市は、第1号被保険者資格の喪失に係る申立期間当時の手続について、社会保険事務所から第2号被保険者資格の取得の連絡があれば、その時点で資格を喪失させていたため、通常、厚生年金保険被保険者期間と重複することは考えられないと回答している。

加えて、元事業主に照会文書を送付したが、回答が得られなかったため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年8月18日まで

私は、中学校を卒業後、昭和32年4月1日にA社に入社し、B業務などを経験し、同社を33年6月に退職した。しかしながら、社会保険事務所の記録では、32年8月18日からの加入期間しか無く、加入期間が4か月間、短くなっていた。

私が所持している、厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」の欄に「昭和32年4月1日」と記載されており、4か月間もの期間が抜けていることに納得がいかない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間において同社で継続して勤務していたことが推定できる。

また、申立人は、昭和32年4月1日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申立人について、いったん、同年4月1日を資格取得日とする記録がなされた後、同年8月18日へと訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る上記の被保険者名簿及び払出簿を見ると、申立人と同様に資格取得日を昭和32年4月1日から同年8月18日へ訂正されている被保険

者が4人確認できるが、オンライン記録を見ると、訂正前の同年4月1日が資格取得日として記録されている者が3人いることが確認できる。このことについて、C年金事務所は「なぜ記録が訂正されているかは不明である。オンライン記録として登録する際に、何かの資料があったかもしれないが、現在、資料は残っていない」旨陳述している。

これらの状況から、社会保険事務所において何らかの事務的過誤が生じ、申立人を含むA社の従業員の記録が失われたと考えることが相当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月7日から同年11月7日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社D支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和37年11月7日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、勤務していたC社がほかの数社と合併し、A社となった時期であり、同社発足当初から同社B支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間からA社に継続して勤務し（昭和29年7月1日にC社B支店からA社B支店に異動、同年9月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の人事記録に記載の給与額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管する人事記録において申立人の資格取得日が昭和29年7月1日と記録されていることから申立期間の保険料を納付したと主張するが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主か

ら社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 5954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月23日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、35年8月から36年2月までの標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月20日から50年6月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年11月20日）及び資格取得日（昭和50年6月21日）を取り消し、49年11月から50年5月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月23日から36年3月1日まで
② 昭和49年11月20日から50年6月21日まで

私は、昭和35年4月1日から36年2月28日まではA社に、49年10月7日から53年8月22日まではB社（厚生年金保険加入記録は系列会社であるC社）に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの期間に社員として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社員旅行の集合写真及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日に A 社に入社して以降、36 年 2 月 28 日まで勤務していたものと認められる。

また、A 社に係るオンライン記録では、申立人が名前を挙げた同年齢で同質業務を行っていた複数の同僚については、申立期間①に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち二人は、「申立人の身分、勤務形態及び業務内容は申立期間も変わらなかった」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 35 年 7 月の社会保険事務所の記録及び申立人と同時期に入社し同質業務を行っていた者の標準報酬月額から 4,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、C 社において昭和 49 年 10 月 7 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 11 月 20 日に資格を喪失後、50 年 6 月 21 日に同社において資格を再取得しており、49 年 11 月から 50 年 5 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間②において B 社で継続して勤務していたものと推認される。

また、申立人と同じように厚生年金保険の記録に空白期間のある同僚は、「自分は B 社での勤務であったが、空白のある時期は C 社へ出張という形になっていた。しかし、仕事の内容は B 社と同じで、給与も同社から支給され、保険料も控除されていた。」と陳述している。

さらに、申立人が名前を挙げたほかの複数の同僚は、「皆同じ扱いで、仕事内容も同じであり、申立人は申立期間に休職等したことは無く、申立期間において身分及び業務内容等に変更は無かった」と陳述しており、申立期間においても厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後のC社における申立人の標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年11月から50年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年11月1日まで

私は、A社C支店に昭和42年4月1日から44年10月31日まで勤務していた。厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社の社員記録からも同年10月31日まで在籍していたことは明らかなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員記録から申立人が申立期間においてA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚18人を抽出調査したところ、回答の得られた12人の同僚は、「従業員全員が厚生年金保険に加入していたはずである」と陳述している。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「退職日以前に資格を喪失することは考え難く、会社の社員記録にある日付が正しいと思う」旨を陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 44 年 8 月の社会保険事務所の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年1月1日、資格喪失日が62年12月10日とされ、当該期間のうち、52年1月1日から60年8月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を52年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から60年9月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私のA社での厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和52年1月1日から60年8月31日までの期間が厚生年金保険法第75条の規定に基づき保険給付が行われない期間となっている。

当時、私は、A社からB国の事業所に在籍出向中であつたが、海外給与分及び国内給与分を合算して支給されていた給与から、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を保険給付の対象となる期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年1月1日、資格喪失日が62年12月10日とされ、当該期間のうち、52年1月1日から60年8月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間として記録されている。

しかしながら、A社の元C職は、「私は、D社からA社に出向し、E業務を

担当していた。申立人の厚生年金保険料の控除の状況までは覚えていないが、海外出向者である申立人の給与計算はD社の海外勤務規定に準じて行っていた」旨陳述しているところ、D社の人事部は、「海外勤務規定上、厚生年金保険に関する記述は無いが、国内給与が支給されていたならば、厚生年金保険料は控除しているはずである」旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和52年1月1日とする処理が62年9月21日に行われていることが確認できることから、当該処理を行った社会保険事務所は、「保険料徴収権の消滅後に行われた被保険者資格の確認請求では、雇用の事実及び報酬額を確認するため、事業主に賃金台帳等の提出を求めており、A社から申立人に対する申立期間の国内給与の支払事実の確認は行っているはずである」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年1月から60年8月までの社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成10年6月21日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の状況は不明であるが、オンライン記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の昭和62年9月21日に同社での申立人の被保険者資格の取得日を52年1月1日とする処理(厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とする処理)が行われていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から60年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 15 日から 35 年 3 月 25 日まで
② 昭和 36 年 2 月 6 日から同年 10 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年8か月後の昭和39年6月19日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和36年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは2万円、同年10月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは2万6,000円、同年10月から47年12月までは2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から44年4月1日まで
② 昭和44年4月1日から48年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。同社は、昭和44年4月1日からB厚生年金基金の加入員にもなっている。申立期間に厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員証及び同僚の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金は、「厚生年金保険及び厚生年金基金への届出は設立当初から複写式の様式を使用していた。昭和44年4月1日にB厚生年金基金が設立され、同日にA社は加入している」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員異動履歴照会の記録から、昭和44年4月から同年9月までは2万円、同年10月から

45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは2万6,000円、同年10月から47年12月までは2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員が、「私が入社した時には既に申立人は勤務していた」と陳述していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間①当時、個人事業所であり、事業主及び同居の親族は、厚生年金保険被保険者とならないところ、事業主は申立人の実父であり、申立人は、「適用事業所になった当初は両親と同居しており、社会保険に加入できなかったことを覚えている。雇用保険にも加入しておらず、賞与も支給されなかった」と陳述している。

また、申立人は、A社で社会保険の届出業務を担当しており、「私は、被保険者報酬月額算定基礎届の手続も行っていたが、申立期間当時の同届出に私の名前があったかどうかは覚えていない。手続をしていて不審に思ったことは無い。厚生年金保険の加入手続を行った時期について、はっきりした記憶が無い」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主の給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和62年5月から平成元年12月までは13万4,000円、2年1月から3年3月までは11万8,000円、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から平成3年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と異なっていた。入社してから退社するまで、給与の総支給額は27万円から28万円ぐらいであったので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成元年2月から3年6月までの期間の標準報酬月額については、同僚が保管していたA社の賃金台帳にて確認できる保険料控除額から、元年2月から同年12月までは13万4,000円、2年1月から3年3月までは11万8,000円、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和62年5月から平成元年1月までの期間につい

ては、申立人に係る保険料控除額及び報酬月額等を確認できる資料は無いが、申立人及び同僚の一人は、「給与額は、入社してから辞めるまで変わらなかった」と陳述しているところ、当該同僚のA社における昭和60年4月分の給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与月額は、上記賃金台帳における63年12月に係る保険料控除額及び給与月額とほぼ同額であること、及び当該賃金台帳における申立人の給与月額及び保険料控除額は一定の額で推移していることから判断すると、当該期間についても保険料控除額及び給与月額は一定であったと考えるのが相当である。

以上のことから、申立人の昭和62年5月から平成元年1月までの標準報酬月額については、上記賃金台帳にて確認できる保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため不明であるものの、上記の賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、賃金台帳等で確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年8月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月30日から20年9月1日まで

私は、昭和17年10月12日から20年8月31日までA社に勤務していたが、社会保険事務所は、18年8月30日から20年8月27日まで健康保険の加入記録はあるのに厚生年金保険の加入記録は無いと回答している。18年8月にA社C工場から同社B工場へ転勤し、また、終戦の少し前に、「A社B工場が全焼したので今月（昭和20年8月）いっぱい辞めてもらう」と会社から言われたことを記憶している。転勤で厚生年金保険の記録がなくなったと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる（昭和18年8月30日にA社C工場から同社B工場に異動）。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格取得年月日は不明であるが申立人に係る標準報酬等級（7級）及び資格喪失日（昭和20年8月27日）の記録が確認できるが、当該名簿の「厚生年金保険の記号番号」の欄が空欄であるため、申立人は、健康保険の被保険者であったが、厚生年金保険の被保険者として取り扱われていなかったことが確認できる。

しかし、A社C工場及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険のみの加入とされる学徒動員については、労働者年金保

険記号番号欄に「学童」と記載されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者記録が存在する同社C工場及び健康保険のみの加入とされている同社B工場の両名簿において、申立人に係る記号番号欄には、「学童」の記載は無い。

また、申立人は「A社C工場及び同社B工場をとおしてD事業所で働いていた」と陳述していることから、申立人はA社B工場においても厚生年金保険の被保険者として取り扱われていたものと考えるのが相当である。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の前後に107名の被保険者が記録されているが、「資格喪失年月日」の欄には空欄が無いものの、申立人を含めて「健康保険の番号」の欄が空欄になっている者が98名、「生年月日」又は「資格取得年月日」の欄が空欄になっている者が99名、「標準報酬等級並びに適用年月日」の欄が空欄になっている者が69名確認できることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったものと認められる。

加えて、申立人は、「A社B工場が全焼となったため『昭和20年8月いっぱいまで辞めてもらう』と会社から言われた」と陳述しているが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている107名の被保険者のうち、申立人と同様に昭和20年8月27日に資格を喪失している者が73名おり、同年9月1日に資格を喪失した者が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年8月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和18年8月30日から20年8月27日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月27日から同年9月1日までの期間については、上記のとおり、申立人と同様に同年8月27日に資格を喪失している者が73名おり、同年9月1日に資格を喪失した者が見当たらない上、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年8月27日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年5月13日、資格喪失日は37年12月27日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から37年7月までは2万2,000円、同年8月から同年11月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月から同年11月27日まで
② 昭和33年3月6日から同年7月1日まで
③ 昭和33年12月から35年2月1日まで
④ 昭和35年2月1日から36年4月4日まで
⑤ 昭和36年6月2日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がB社に勤務していた期間の一部(申立期間①及び②)、C社に勤務していた期間(申立期間③)及びD社に勤務していた期間の一部(申立期間④及び⑤)が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、E職専門の職業あっせん所の紹介によりE職として当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①、②、③、④及び⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、申立人は、D社F工場から同社G工場に異動し、H業務に従事していたと申し立てているところ、同社I部門の元経理担当者は、「J市に所在したD社K工場は、A社が事業所名を変更したものである」旨陳述している上、同社I部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚は、「申立人が勤務していたと陳述しているD社G工場は、同社K

工場のことである。同社K工場はA社と呼ばれていた」旨陳述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、生年月日が申立人と異なる(昭和12年*月*日ではなく9年*月*日と記録)ものの、申立人と同姓同名である基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「A社は、D社の子会社であり、L県出身の申立人は、同社のE職としてH業務に従事していた」旨陳述している上、申立人が陳述するD社G工場の所在地は、A社の所在地と符合している。

さらに、申立人は、「E職は、若手よりも年配者の方が好まれていたので、E職専門の職業あっせん所が、あっせん実績を上げるために職人の実際の生年月日より早い生年月日としていた可能性があると思う」旨陳述しているところ、基礎年金番号に統合済みの申立人の厚生年金保険被保険者記録の中には、申立人とは異なる生年月日により管理されていた被保険者記録が有ることが、当該被保険者記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年5月13日、資格喪失日は37年12月27日であると認められる。

また、申立期間⑤における標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和36年5月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から37年7月までは2万2,000円、同年8月から同年11月までは3万3,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同社における申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間①及び②における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

また、申立人及びB社の申立期間当時における経理事務担当者は、「当時、E職は3人体制だった」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和33年3月15日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は、社会保険事務所の記録どおりの昭和33年3月にE職として入社しており、その時点で既に申立人は在職していなかった。先輩のE職から、申立人は私と入れ代わりで退職したと聞いた」旨陳述していることから、申立期間②において、申立人は同社に在籍していなかったものと推定できる。

さらに、B社は、既に事業所閉鎖済みであり、申立期間当時の事業主及び同社の経理事務責任者だったとされる事務局長は、いずれも既に死亡しているため、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳

述が得られない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されている上、申立人の昭和33年3月6日の被保険者資格の喪失に伴い、申立人の健康保険被保険者証が同年3月14日に社会保険事務所に返納された旨の記載が確認できるなど、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認でき、申立人と同職種のE職であったとする複数の同僚は、「通常、E職専門の職業あつせん所からあつせんされた人は、臨時のE職として雇用されることが多かった」旨陳述している上、上記名簿により昭和28年7月20日から41年5月27日までの約13年間の被保険者記録が確認できる同僚及び32年3月20日から43年6月6日までの約11年間の被保険者記録が確認できる同僚は、「自身は、申立人と同職種のE職であり、申立てどおりに申立人と14か月間も同じ職場で一緒に仕事をしていたのであれば、申立人のことを記憶しているはずだが、申立人のことは覚えていない。当時は、E職の出入りが激しかったので、申立人は、短期間で同社を退職したと思う」旨陳述している。

また、C社に長期間勤務していた上記の同僚2人のうち1人は、「C社では、E職の離職率が高かったので、入社から長期間経過後でないと社会保険に加入させてもらえなかった。私自身も、入社から相当期間経過後に健康保険証を受け取ったことを覚えている」旨陳述している上、もう1人の同僚も「入社から約1年後に健康保険被保険者証を受け取ったことを覚えている」旨陳述している。

これらのことから、申立期間③当時のC社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人については、被保険者資格の取得手続が行われる前に同社を退職したものと考えられる。

さらに、C社は、昭和44年1月26日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の社会保険事務担当者とされる同僚は既に死亡している上、当時の事業主から申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③における健康保険の整理番号の欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間④について、D社I部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得ら

れなかった。

また、D社I部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和35年8月30日から同年12月15日までの被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、D社F工場及び同社関連会社のA社にE職として勤務していたが、申立人と出会ったのは同社F工場ではなくA社である」旨陳述しており、申立人は、申立期間④のうち、同年2月1日から同年12月15日までの期間において、同社F工場に在籍していなかったと推定できる。

さらに、D社I部門は昭和39年1月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、当時の経理事務担当者から申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

加えて、D社I部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間④における健康保険の整理番号の欠落は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

なお、申立人は、「D社には通算で17か月程度の期間勤務した」旨陳述しているところ、D社I部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる申立人の被保険者期間、及び上記の申立期間⑤に関する申立人の未統合記録と認められる同社関連会社のA社での被保険者期間を通算した期間は20か月であり、申立人の記憶とおおむね符合している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を68万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、68万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、66万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を88万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、88万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を84万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、84万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を92万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、92万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を82万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、82万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

賞与の支払いと保険料の控除が確認できるA社の賞与明細一覧表を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立期間に係る賞与明細一覧表から、申立人は、91万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 4107 (事案 421 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から平成4年12月までの期間、5年5月から7年6月までの期間、8年4月から同年10月までの期間及び9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から58年12月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和59年4月から平成4年12月まで
④ 平成5年5月から7年6月まで
⑤ 平成8年4月から同年10月まで
⑥ 平成9年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、私が市役所及び銀行で納付した。妻が納めに行ってくれたこともある。商売も順調であったので、保険料を納付できない理由が無い。国民年金に加入後は、保険料はおおむね毎月納付しており、一度も納め忘れたことはないのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。

それで、申立期間の保険料の納付を認めてほしいと、年金記録確認第三者委員会に対して申し立てたが認められなかった。

しかし、私が申立期間の保険料を納付したのは確かなので、再審議の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間⑤及び⑥の保険料は時効により納付できなかったものと認められ、未納期間は無いとする申立人の陳述と符合しない、ii) 申立人は、すべての申立期間についておおむね毎月納付していたとしているところ、平成7年7月から10年9月までの保険料納付済期間の保険料の納付状況をみると、

現年度に保険料が納付された期間は2か月のみで、その他の期間は過年度納付されたことが確認でき、申立人の陳述には矛盾が認められる、iii) 申立期間の回数が多く、そのうち申立期間①、②及び③は連続した期間で171か月と長期間であり、これほどの長期にわたり行政上の手続の過誤が続くとは考え難い等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、すべて納付したとの従来の主張を繰り返しているが、新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年11月までの期間及び52年3月から53年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年11月まで
② 昭和52年3月から53年10月まで

私は、昭和47年ごろに会社を退職後、すぐにA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしたと思う（申立期間①）。

その後、私が経営する会社が昭和49年12月から厚生年金保険に加入したが、52年3月ごろに厚生年金保険の加入を継続できなくなったため、厚生年金保険の資格喪失届を提出し、国民年金と国民健康保険の再加入の手続を行い、その後、再び53年10月から厚生年金保険に加入した（申立期間②）。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が加入及び再加入の手続を行い、私又は妻が、定期的に集金人に納付している。

しかし、納付記録を見ると、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録が無かった。

申立期間①及び②について、保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和47年4月ごろ及び52年3月ごろ、それぞれA市役所において国民年金の加入又は再加入の手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を自身又はその妻が定期的に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人に国民年金被保険者資格を取得した期間は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制

度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査・確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市の国民年金被保険者記録を確認したが、申立人に係る国民年金の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人から申立期間①及び②当時の事情を酌み取ろうとしても、市役所で国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付したと陳述するのみで、それらの詳細についての記憶は定かでないとしており、保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見いだせなかった上、申立期間①及び②当時、申立人の妻も国民年金に未加入である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から51年3月まで

私は、元夫が会社を退職した昭和44年10月ごろ、A市役所で自身の国民年金の加入手続をした。

加入後、私が以前から加入していた元夫の分と一緒に、国民年金保険料を3か月から半年ごとに郵便局又は金融機関に納付書を持参して納付しており、申立期間の保険料も同様に納付していた。

申立期間の保険料は、納付していると思うので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫の退職後の昭和44年10月ごろ、A市役所において、自身の国民年金の加入手続を行った上、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自身で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろにその元夫と連番で払い出されており申立人の陳述と符合しない。

また、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できない上、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、A市では、保険料の徴収が納付書方式に変更されたのは、早くても昭和49年6月からであったとしており、納付方法に関する申立人の陳述とも一部符合しない。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立人に対しての別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず

ない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

夫が会社を退職した昭和41年4月ごろ、夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入後は、私が、おおむね3か月ごとに自宅に来る集金人に、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付し、その際、領収書ももらっていた。

その後、国民年金手帳を受け取り、昭和47年度からは、保険料の納付時に検認印を押してもらうようになった。

申立期間の保険料は、納付していると思うので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和41年4月ごろ、市役所で夫婦一緒に国民年金加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を自身が自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、この手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、46年3月以前の保険料は現年度納付できない上、申立期間のうち、大半の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読み（申立期間当時、申立人が使用していたとする「A氏」を含む。）による検索及び申立期間当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号

が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたとするB市及びC市では、それぞれ申立期間当時は印紙検認による保険料の徴収が行われていたとしており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和47年4月1日付け発行のものであり、申立期間の保険料の納付を示す検認印が押された事蹟^{じせき}は無く、申立人も、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとするその夫は、厚生年金被保険者期間を除き、申立期間は、未納又は未加入期間である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年12月まで
② 昭和43年1月ごろから53年3月ごろまで

私が、昭和40年3月に退職後、当時同居していた兄が、私の国民年金の加入手続きを行い同年4月から42年12月までの国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。

その後、昭和43年1月に結婚した際、兄から保険料を納付しておいたので、この紙を保管しておくようにと領収証書のようなものを受け取ったことを覚えている（申立期間①）。

時期は定かでないが、その後、再び兄から国民年金に加入しておいた方が将来のためになると勧められ、夫がA市役所へ出向いて、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行った。

私自身も、市役所の職員から未納期間分を後からでも納めれば年金が全額支給されると説明を受けた記憶があり、夫からも市役所で夫婦二人分の保険料をさかのぼって支払ってきたと聞いたことを覚えている。

夫が書き残した平成2年ごろのスケジュール帳を見ると、「国民年金夫婦 11万7千」と書き記されたページを発見したことから、申立期間のうち、昭和43年1月から53年3月までの保険料を納付した内容であると思う（申立期間②）。

私は、兄及び夫がそれぞれ同居していた期間である申立期間①及び②の保険料を納付してくれたと思っているので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭

和 40 年 3 月以降に、申立人の兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの期間である申立期間①の国民年金保険料をその兄が納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月ごろに申立人の夫と同日付けで払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人の陳述どおり、申立期間①の保険料を申立人の兄が納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるが、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間①当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する申立期間①当時の昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、時期は定かでないが、夫から A 市役所で夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付してきたと聞いたことがあり、夫のスケジュール帳のメモから平成 2 年ごろに夫が夫婦二人分の保険料 11 万 7,000 円を納付したことが記載されているので、そのころ、申立期間②の保険料をまとめてさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、平成 2 年ごろに申立期間②の保険料は、制度上、時効により納付することはできず、そのころ特例納付は実施されていなかった。

また、申立人及びその夫の国民年金記録を見ると、申立人及びその夫の保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年度の年度当初の昭和 53 年 4 月から現年度納付されている上、その夫については、36 年 4 月から 40 年 12 月までの保険料が第 3 回特例納付実施期間中（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）に特例納付により、51 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料が過年度納付によりそれぞれ納付されていることが確認できるところ、申立人の保険料を一緒にさかのぼって納付したとするその夫も、申立期間②の一部を含む 41 年 1 月から 50 年 12 月までの保険料は未納である。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 1 月当時、35 歳を超えていたものの、厚生年金保険被保険者期間（昭和 35 年 5 月から 40 年 3 月まで）があるため、加入年度以降の保険料を 60 歳到達までの間すべて納付すれば年金受給権を確保できる年齢であったが、申立人の夫も 35 歳を超えていたところ、以前に公的年金に加入しておらず、加入年度以降の保険料を 60 歳到達までの間すべて納付しても年金受給に必要な 25 年の保険料の納付期間を確保することができず、年金受給権を確保するために必要な期間の保険料を上述のとおり、特例納付及び過年度納付によりそれぞれ納付したことが推認される。

加えて、申立人の夫のスケジュール帳に記載された金額については、夫が

特例納付した金額より大幅に少なく、仮に、夫が特例納付した時期に夫婦二人分の保険料を一緒に特例納付したと考えた場合に必要となる金額とも大きくかい離している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の兄及び申立人の夫は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間①及び②の保険料の納付状況の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から38年12月まで

私が22歳ごろに、私の国民年金保険料が2年数か月分未納となっていると、A県B市役所から母親に電話があった。そこで、私が母親から保険料を預かり、市役所で未納分を納付した。大変寒い時期であったと記憶している。当時の市役所の担当者はCさんという氏名で、納付の際に領収書を求めたが、「こちらでちゃんとしているので」と言われ、もらえなかった。

結婚した後、母親から昭和41年度からの国民年金手帳を受け取ったが、「これだけしか渡してくれなかったんだけど」と言われた。その時、私は、途中から国民年金手帳ができたのだと思い、何も不信に思わなかった。小さな町で、強制的に加入になっていたのだから、保険料はすべて納付していると思っていた。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から申立人の母親に、申立人の国民年金保険料が2年数か月分未納となっていると連絡があった為、その保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年5月26日に申立人の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号に近接する手帳記号番号が複数取消処理されていることから、職権による払出しと推定され、国民年金の加入手続を行ったのは同年5月より以降のことであったと考えられる。また、申立人は自身が所持する国民年金手帳について、申立人の母親から手帳を受け取る際、「これだけしか渡してくれなかった」と聞いたと陳述していることから、この手帳が申立人に最初に交付された国民年金手帳であると

推定されるが、手帳発行日が41年4月1日と記載されていることから、同年4月ごろに加入手続を行ったものと考えられる。この場合、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人は、未納の国民年金保険料をまとめて納付したのは1回のみであったと陳述しているところ、申立人の保険料の納付状況をみると、特殊台帳の記録から、申立人の国民年金手帳の交付時点で、過年度納付が可能な昭和39年1月から40年3月までの期間及び現年度納付が可能な同年4月から41年3月までの期間の合計2年3か月の保険料を納付しており、この間の保険料を納付したことの記憶違いも否定できない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで

国民年金推進運動を行っていた私の母の勧めで、妻は昭和 49 年 10 月から国民年金に加入し、毎月、保険料を A 市役所に納めに行っていた。

私が昭和 54 年 3 月末で会社を退職した時も、妻が私の国民年金の加入手続をして夫婦二人分の保険料を市役所で納めてくれていると思っていたので、4 年間も未納になっていることを知り驚いている。

申立期間と同じ期間、妻の記録は納付済みになっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 3 月末で会社を退職した後は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続をして、妻が夫婦二人分の保険料を市役所に納めに行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の被保険者資格の取得日から、昭和 59 年 2 月 20 日ごろに加入手続を行ったことが推定でき、54 年 3 月末に会社を退職後、国民年金に加入したとする陳述と符合しない。また、この時点において、同年 4 月から 56 年 12 月までの保険料は、時効の成立により、制度上、納付することはできない上、57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、市では過年度保険料を取り扱っていなかったため、保険料を市役所に納めたとする申立てと符合しない。

また、申立人の保険料の納付状況を見ると、特殊台帳から、昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月までの保険料は定額保険料のみ納付されていることが確認でき、同年 2 月 27 日に付加年金加入と記録されていることから、申立人は同年 2 月

に国民年金の加入手続を行い、その時点で市役所で納付可能な58年4月までさかのぼって保険料を納付するとともに、付加年金の加入手続を行ったもの
と考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与してお
らず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶も曖昧^{あいまい}
である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏
名検索を行ったほか、管轄の社会保険事務所（当時）において、昭和54年4
月から59年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立
人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 4 月まで

昭和 49 年に長男が生まれて、しばらくしてから国民年金に加入したと思う。51 年から保険料の納付を続けてきたので 59 年 6 月から 60 年 4 月までの未納は無いと思う。国民年金をやめる手続のために市役所に行ったとも思えない。オレンジ色の年金手帳に納付書をはさんでいたように思っていたが、引っ越しの後か、いつ紛失したのか分からず、納付書は残っていない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年から保険料を納付し、申立期間の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金被保険者資格に関する記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和 51 年 3 月 5 日に被保険者資格を取得後、59 年 6 月 30 日に喪失し、その後、被保険者資格を再取得したのは、第 3 号被保険者となった 61 年 12 月 4 日であることが確認できる。この場合、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 59 年 6 月 30 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、61 年 12 月 4 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間に被保険者資格を再取得した記録は見られない上、資格喪失原因日が 59 年 6 月 29 日になっているとともに、同日に口座振替をやめた記録が確認できる。

さらに、申立人は昭和 59 年 6 月の国民年金被保険者資格の喪失に係る届出を行った覚えは無いとしているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、

被保険者資格記録欄に、同年6月30日に被保険者資格を喪失し、その後、61年12月4日に第3号被保険者となっていることが確認でき、申立人が届出を行ったと考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 43 年 1 月まで

申立期間同時に勤務していた会社が厚生年金保険適用事業所でなかったため、当時の社長から国民年金に加入するよう勧められていた。

昭和 38 年 9 月ごろ、妻が A 市役所で国民健康保険の手続後に、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

時期ははっきりと覚えていないが、私は、A 市役所又は B 市役所の国民年金の窓口で 2 か月から 3 か月ごとに 1,000 円から 1,200 円までの保険料を納付していた。保険料を納付した時に、ノート半分ぐらいの大きさのカードをもらったことを記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 9 月ごろ、妻が A 市役所で国民健康保険の手続後に、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料は申立人が市役所で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金被保険者資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は、昭和 39 年 1 月 7 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち、38 年 9 月から同年 12 月までは国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、この手帳記号番号は、夫婦の前後の手帳記号番号の被保険者の状況から、昭和 41 年度に実施された国民年金未加入者に対する特別適用対策により払い出されたものと推測され、昭和 38

年ごろ、妻が市役所で申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立内容と符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、国民年金被保険者資格を取得後の昭和 39 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない上、同年 10 月から 41 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、市役所の窓口で現年度納付することはできない。

加えて、申立人は、市役所の窓口で 2 か月から 3 か月ごとに 1,000 円から 1,200 円までの保険料を納付したと申し立てているが、申立期間当時の昭和 38 年 9 月から 41 年 12 月までの保険料額は 100 円、42 年 1 月から 43 年 1 月までの保険料額は 200 円であり、申立内容と一致しない。

そのほか、申立期間は 53 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年3月までの期間及び平成15年7月から18年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から50年3月まで
② 平成15年7月から18年1月まで

私は、結婚した直後の昭和43年11月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料は、夫の保険料と一緒に毎月現金でA市役所にて納付した。

申立期間②の保険料は、毎月現金で市役所にて納付した。

申立期間①及び②の保険料は納めていたはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和43年11月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に市役所で納付し、申立期間②の保険料についても市役所で納付したと申し立てている。

まず、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月ごろに夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、国民年金手帳の交付年月日が50年11月となっていることが確認できる。この場合、手帳交付の時点において、申立期間①のうち、43年12月から47年12月までの保険料は、時効の成立により制度上納付することはできず、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、毎月納付していたとする申立人の陳述からは、過年度保険料として納付したことをうかがうことはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付についての記憶が

^{あいまい}曖昧であると陳述し、申立期間①の保険料の納付状況について、具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、申立期間①は76か月に及ぶことから、このような長期間にわたり、A市及び社会保険事務所（当時）が事務的過誤を繰り返したとは考え難い上、申立人と一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫の納付記録を見ると、特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間①に相当する期間の国民年金保険料は未納となっている。

次に、申立期間②についてみると、申立期間②は、保険料の納付が市町村から社会保険事務所に切り替えられた後であり、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

また、申立人の保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立期間②の直前である平成14年4月から15年6月までの保険料は半額免除されているものの、納付が必要な半額の保険料が納付されていないことが確認でき、当時、保険料の納付が滞る何らかの事情があったものと考えられる。

さらに、申立人からは、保険料の納付についての記憶が曖昧であるとして、当時の状況等についての具体的な陳述が無く、申立人の陳述からは、申立期間②の保険料の納付についての具体的な事情を把握することはできない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4117 (事案 1696 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月ごろ、A 市に引っ越してきた後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付した。結婚後は、妻が毎月市役所において納付した。それなのに、私の保険料に 7 年もの未納期間があると知らされ驚いている。

申立期間については、保険料を納めているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 2 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することができず、一部期間は制度上、保険料の過年度納付もできない上、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号は見当たらず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の審議の結果に基づき、年金記録の訂正は必要ないとする通知が平成 21 年 2 月 6 日付けで行われている。

今回の申立てについて、申立人及び結婚後の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻からは、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな関連資料の提出は無く、申立人の保険料の納付をうかがわせる陳述も無い。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4118 (事案 127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 11 月までの期間、39 年 1 月から 46 年 1 月までの期間及び 56 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 46 年 1 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 36 年 4 月に A 市の自宅に来た女性の集金人を通じて夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、同年 4 月から A 市に住んでいる間は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付した。

平成 19 年 2 月に B 社会保険事務所 (当時) からもらった期間照会回答書には、昭和 36 年 4 月が納付済みと記載されている。

申立期間②については、転居届をいつ提出したかは分からないが、昭和 38 年 8 月に C 市 D 区に転居して以降の保険料は、前回の申立てでは夫が納付したと言ったが、よく思い出してみると、私が集金人に納付した。集金人に納付できないときは、私が D 区役所に出向いて納付したり、夫が納付してくれたこともある。

上述の期間照会回答書では、D 区に住んでいた昭和 45 年 4 月及び同年 5 月も納付済みになっている上、D 区役所でも同年 4 月及び同年 5 月の保険料の納付事実が認められたと記載されている。

申立期間③については、昭和 56 年 4 月から 59 年 11 月ごろまでの保険料について、前回の申立てでは夫が納付したと言っていたが、申立期間②と同様に、私が集金人に保険料を納付していたことを思い出した。

夫が口座振替により保険料を納付してくれたのは、E 店を開店した昭和 59 年 12 月以降だと思う。

今回、私が持っている上述の期間照会回答書を提出するとともに、夫が保険料を納付したと言っていた期間のうち、自分が保険料を納付していた

期間があったことを思い出し、また、私が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを義妹が知っていることから、再申立てを行う。

申立期間①、②及び③の保険料は納付したので、それぞれ納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む、昭和36年4月から同年11月までの期間、37年1月から38年12月までの期間、39年1月から46年1月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び56年4月から平成8年10月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、20年5月12日付けで、今回の再申立期間と再申立てが行われなかった4年4月から8年10月までの期間を除く、昭和37年1月から38年12月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官（当時）へのあっせんが行われている。

また、昭和36年4月から同年11月まで（再申立ての申立期間①）、39年1月から46年1月まで（再申立ての申立期間②）及び56年4月から平成8年10月まで（再申立ての申立期間③を含む期間）に係る申立てについて、申立期間①、②及び③の納付状況は不明であり、当該期間に係る申立人の夫の保険料も未納である上、申立人は申立期間②及び③の保険料の納付に直接関係していない等の理由により、既に当委員会の決定に基づく20年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにあたり、申立期間①及び②については、平成19年2月2日付けB社会保険事務所長名の申立人に対する「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）（以下、「回答書」という。）」及びオンライン記録の「被保険者記録照会（納付Ⅱ）（以下、「納付Ⅱ」という。）」を、新たに保険料の納付を示す資料として提示し、同記録のうち納付Ⅱの昭和36年4月が納付済みを示す「A」と印字されているため、同年4月以降の保険料が納付済みである（申立期間①）、回答書及び納付Ⅱに45年4月及び同年5月が納付済みと記載され、回答書に「D区役所にも照会しましたが、昭和45年4月分及び5月分の保険料納付の事実が確認できましたが、それ以外の期間については保険料納付の事実が確認できませんでした」と記載されているため、申立人がC市D区に居住していた39年1月から46年1月までの保険料をすべて納付していた（申立期間②）と申し立てている。

しかし、申立人が提示した回答書及び納付Ⅱについては、既に、その後、社会保険事務所（当時）において納付済み期間の訂正が行われ、平成19年8月3日付けで申立人に送付された訂正済みの正しい期間の回答書及び訂正後の納付Ⅱとともに前回の審議の際に提出されている（なお、申立期間①につい

ては、申立人の陳述と符合するのは納付Ⅱのみであり、平成19年2月2日付け回答書の昭和36年度の納付月は、昭和36年12月と正しい納付月が記載されている。)

このオンライン記録の訂正について、社会保険事務所では、市の台帳と照合した結果、正しい納付月に訂正したとしているところ、申立期間①について、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和36年度の納付月は昭和36年12月であることが確認でき、訂正後の同年12月の納付であれば、申立人の国民年金加入月と符合し、その後の37年1月から38年12月までの期間の保険料の納付に不自然さはないと考えられる。

また、申立期間②についても、同様に市の被保険者台帳を見ると、昭和45年度の納付月は昭和46年2月及び同年3月であることが確認でき、平成19年2月2日付け回答書の記載に誤りはあるものの、この納付期間の訂正には不自然さはないと考えられる。

また、上述の市の台帳を見ると、昭和46年2月及び同年3月の保険料は同年4月ごろにA市で払い出された国民年金手帳記号番号で納付されており、同手帳記号番号を使用してC市D区で保険料を現年度納付することはできない。

申立人は、再申立てに当たり申立期間①、②及び③について、自身が国民年金保険料を納付していたことは、義妹が知っているとし立てている。

しかし、義妹は、昭和36年に中学を卒業してから申立人とは別の所で働いており、申立人と一緒に働くようになったのは早くても卒業後1年から2年後からだたと陳述していることから、申立人の申立期間①における保険料の納付状況を知っていたとは考え難い。

また、義妹は、昭和37年又は38年ごろから申立人が当時勤めていたA市の店で働くようになったが、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したところを見たことはなく、申立人が納付していたかどうかは分からないと陳述している。申立人は、同年8月ごろにC市D市に転居したと陳述するところ、申立人の住民票は39年1月付けでA市からC市D区へ異動されていることが確認でき、当時、A市に居住していた義妹が、C市内に居住していた申立人の保険料の納付を見知っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②及び③のころ、勤務先の店主である叔父から給料以外に自身及び夫の保険料相当額をもらっており、これと同様に、義妹が20歳に到達して以降の義妹の保険料も叔父が納付していたと陳述するところ、義妹の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月ごろにE市で払い出されていることが確認でき、義妹も、自身の国民年金手帳記号番号は、結婚後に自身がE市で加入した当該手帳記号番号しか知らず、保険料も自身で納付していたと陳述している。

申立人は、申立期間②及び③のうち、昭和56年4月から59年11月ごろま

での保険料について、納付したのは夫ではなく、自身が納付していたことを思い出したと申し立てている。

申立人は、前回、申立期間②以降の保険料は、夫がすべて納付しており、自身は非関与であったと陳述していたが、今回の再申立てにおいて、前回の陳述は記憶違いであったとしているところ、具体的な記憶の変遷についての理由を酌み取ろうとしたが、具体的な事情は見いだせなかった。

以上を総合的に判断すると、申立人は、i) 回答書及び納付Ⅱを提出し、これが申立期間①及び②の保険料の納付を示す資料である、ii) 義妹が申立人の申立期間①、②及び③の保険料の納付を証言する、iii) 申立期間②及び③のうち、一部期間の保険料を自身で納付していたとそれぞれ主張するが、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4119（事案 1454 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月まで

昭和 37 年 11 月に勤務していた会社を辞めた時、母に国民年金は強制なので加入しないといけないと言われ、その後、母から私の国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったと聞いたと記憶している。申立期間の国民年金保険料は、母が自身と私の保険料を併せて集金人に納付していたのに、私だけが未納と記録されていることに納得できず、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかし、年金記録確認第三者委員会の決定には納得ができないので、改めて調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人の母が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は当該保険料の納付に関与していないため、申立期間の保険料納付状況等は不明である、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 10 月に払い出されており、この手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料は申立てのように現年度納付することはできず、また、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことはないとしているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回同様に申立人の母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、今回、新たに、申立人が申立期間に申立人及びその母と同居して

いたとする申立人の兄弟に、申立てに係る国民年金保険料の納付について照会したが、兄は、「母から申立人の保険料を納付していたと聞いたことがあるが、納付の時期までは分からない」と陳述し、弟は、「母から申立人の保険料を納付していたと聞いたことは無い」と陳述しており、いずれの陳述も申立人の申立期間に係る保険料の納付を確認できるものではないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 5 月まで

私は、昭和 43 年 5 月の厚生年金保険の脱退時に、市役所で国民健康保険と併せて国民年金の加入手続をしたと思う。

保険料は、毎月自宅に来訪する集金人に納付していた。

保険料の納付方法及び保険料額についての記憶は定かではないが、当時は経済的に余裕があったことから、保険料は納付していると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、以降は、毎月集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期について、申立人の資格記録を見ると、申立期間に係る資格の取得及び資格の喪失処理は、後続する厚生年金保険に係る平成 13 年 11 月 16 日付け資格の喪失に伴い、同年 11 月 27 日になされていることがオンライン記録から確認でき、同年 11 月に加入手続がなされたものと推定できる。また、この処理日は、9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後であることから、社会保険庁（当時）の記録上、申立人に係る国民年金手帳記号番号が存在しない状況と整合している。この場合、加入手続時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、昭和 43 年 5 月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び保険料額についての記憶は定かではない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当

時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 5 月まで

私は、昭和 52 年 7 月に勤めていた会社を退職するときに、2 週間以内に国民年金に加入するようにと会計の人に言われたことから、私自身が市役所の出張所で加入手続を行った。

昭和 55 年 1 月に会社を退職したときも、国民年金と国民健康保険の切り替えをしなければいけないことは承知していたので、私自身が市役所の出張所で加入手続をした。

国民年金に加入後は、市役所から郵送される 3 か月単位の納付書で、私自身が市役所の出張所で保険料を納付していた。申立期間の保険料は、3 か月で 1 万 4,400 円（1 か月 4,800 円）の定額で、前納による割引が無かったことから、3 か月ごとに納付していた。

ねんきん特別便で、申立期間は未加入期間とされていることを知ったが、昭和 55 年 1 月に適切に国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月に国民年金の資格の再取得手続をし、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録を見ると、厚生年金保険に係る資格の喪失に伴い、昭和 52 年 7 月 29 日に初めて国民年金に係る資格を取得、その後、新たに厚生年金保険加入に伴い、54 年 5 月 16 日に資格を喪失して以降、国民年金の資格を再取得していないことが市の被保険者名簿、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳いずれにおいても確認できる。この場合、申立期間は、未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料は、最初から最後まで月額 4,800 円であり、前納割引が無かったと陳述しているところ、申立期間の保険料は、月額 3,300 円から 5,220 円までと変遷しており、また、前納割引もあったことから、陳述内容は、当時の制度とは符合しない。

さらに、申立期間は 4 年度にわたる 29 か月間に及び、行政側がこれほど長期間、事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人には昭和 35 年 10 月に A 県 B 市において、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡がうかがえるものの、当該払出簿には取消しの記載が確認でき、いったん払い出されたものの、保険料の納付がないまま取消処理されたものと推定できる。

このほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年12月まで

私が23歳であった昭和43年10月ごろ、市役所から女性職員の来訪を受け、今だったら20歳になった月にさかのぼって加入できると言われて、国民年金に加入することにした。加入後は、まず昭和40年*月にさかのぼって加入前の全期間について保険料を一括納付し、その後は毎月集金に来訪する市の女性職員に、私が夫の分も一緒に夫婦二人分の保険料を納付していた。納付金額など納付の詳細についての記憶は定かではなく、納付を証明するものは何も残っていないが、女性集金人と交わした様々な会話の記憶が鮮明に残っているため、申立期間の保険料を納付していることは確かだと思われるので、調査と記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月ごろに国民年金に加入し、まず20歳に到達した40年*月にさかのぼって加入前の全期間について保険料を一括納付し、その後は毎月定期的に集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、30歳であった昭和50年9月19日になされていることが市の被保険者名簿から確認できる。また、この点については、通常、加入手続から数週間程度経過後に記載される国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が同年10月17日である状況と整合しており、23歳であった43年10月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、加入手続時点では、申立期間のうち、40年3月から48年6月までの期間は、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。他方、同年7月から50年3月までについては、過年度納付は可能であったが、市では、集金人は現年度保険料のみを取り扱い、過年度保険料

は集金していなかったとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の加入手続時期は、第2回特例納付実施時期に当たっており、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であることから、市では、年金の受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が当時の市の広報誌から確認できるが、加入手続時に30歳であった申立人の場合、加入手続以降、納付を継続すれば60歳到達時に受給権を確保するには十分な期間があったため、加入時に20歳時点までさかのぼって特例納付を行う必要性はなかったと考えられる。

さらに、申立人が保険料を一緒に納付していたとするその夫の納付記録を見ると、申立期間については申立人と同様に未納とされていることが、市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により旧姓を含む別読みによる申立人の氏名検索を行った上、住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえなかったほか、申立期間の保険料について、特例納付等がされていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年12月まで

昭和43年9月に結婚するまでの国民年金の加入状況について、記憶は定かではないが、結婚後は保険料の納付を任せていた妻が市役所から毎月集金に来訪してくる女性職員に私の保険料も一緒に納付していたと聞いている。ただし、納付金額、納付方法及びその他納付の詳細については妻にも記憶は定かではないようで、今では納付を証明するものは何も残っていないが、妻によると女性集金人の記憶が鮮明に残っており、申立期間の保険料を確かに納付していたということなので、申立期間について調査と記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付を妻に任せていたが、妻が自分の分も一緒に保険料を毎月集金人に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の資格記録及び保険料の納付記録を見ると、昭和50年10月7日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できるが、この払出時点では申立期間のうち、43年9月から48年6月までの期間については、時効の成立により、既に保険料を納付することはできない。他方、同年7月から50年3月までについては過年度納付は可能であったものの、市では、集金人は現年度保険料のみを取り扱い、過年度保険料は集金していなかったとしており、妻が市の集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとするその妻の納付記録を見ると、申立期間については申立人と同様に未納とされていることが、特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付を妻に一任していて、自身は全く関与しておらず、納付を任されていたその妻も、納付金額及び納付方法など保険料の納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により別読みによる申立人の氏名検索を行った上、住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号の存在はうかがえなかったほか、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和42年6月に国民年金に任意加入し保険料を納付してきた。夫は、家業の都合で昭和46年1月に会社を退職し、国民年金に加入した後は、一時会社に勤めていた49年10月から50年3月までの期間を除き、60歳に達するまでずっと加入してきた。保険料は、私が夫婦二人分を納付しており、申立期間の前後の期間も遅滞なく納付していた。しかし、記録では申立期間が夫婦共に未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和46年1月に国民年金に加入して以降、夫婦二人分の保険料を現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立期間について夫婦共に昭和57年度に催告を受けていることが特殊台帳から確認でき、遅滞なく納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立期間に後続する3年間は、申立人夫婦共に、当初は、申請免除の記録（後に、一部追納）であったことが、夫婦に係る特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人夫婦には、当時、保険料の納付が困難となる何らかの事情が介在していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申請免除期間後の昭和60年度から、夫婦二人分の保険料について現年度納付を再開しているが、最初の納付日である昭和60年9月25日の時点では、申立期間は、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月まで

私は、国民年金保険料については、区役所できっちり納付してきたと思っている。2 か月から 3 か月ぐらいの未納期間はあるかもしれないが、1 年以上も納付していないはずはない。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、区役所できっちり納付してきたと思っているとし、過去にさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、昭和 60 年 11 月 9 日付けで保険料の未納期間に係る納付書が作成されていることが記載され、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容と符合しない上、当該保険料の納付時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間中の昭和 58 年に同じ家に住む申立人の弟が亡くなっており、申立人に当時の状況について聴取したところ、弟は病氣療養のために入院し、医療費等を貸したと陳述しているなど、申立期間当時において、申立人に生活上の変化がうかがえる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年12月まで

私は、昭和45年10月に区役所から職員が来て、「国民年金に加入することができる」と言われたので、夫と一緒に区役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、夫が区役所で夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。申立期間は夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、その約7年後の52年5月から同年7月ごろに申立人の加入手続が行われたものと推定され、夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した45年10月まで期間をさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得している上、加入手続後の52年12月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の50年1月から52年3月までの2年3か月の保険料をまとめて過年度納付していることが申立人の特殊台帳により確認できる。したがって、申立人の加入手続が行われた時点及び当該保険料の納付時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、昭和45年10月に国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が申立期間の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫に係る申立期間の保険料は納付済みとなっているところ、夫については、国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和47年2月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立期間のうち、夫の強制加入被保険者の資格取得日であり、かつ、加入手続時点で時効にかからず納付が可能であった45年10月までさかのぼって保険料を過年度納付し、それ以降の保険料を現年度納付していることから、申立人とその夫では、加入手続の時期及び申立期間当時の納付状況において事情を異にしていたことがうかがえる。したがって、夫が区役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の記憶は、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた52年以降の記憶であったものとみるのが自然である。

加えて、申立期間は4年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに町内会の役員の勧めで国民年金に加入し、当初は、店に来る集金人に 3 か月ごとに保険料を納付してきた。

これまで保険料を納付しなかったことなど一度も無いのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 39 年 5 月 25 日付けで発行されており、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日とも一致することから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した 36 年 4 月 1 日まで期間をさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間である昭和 36 年度から 38 年度までのすべての期間にわたり、集金人に保険料を現年度納付していたことを示す検認印が認められない上、申立人は、当時において、集金人以外に保険料を納付した記憶も、過去の保険料をまとめて納付した記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓及び新姓を含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間は3年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで

夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料をすべて納付しているが、私の国民年金については、時期はよく覚えていないが、夫に勧められて途中から加入することになり、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれた。

その際に、夫から、私の過去のすべての未納期間の保険料を一括して納付したと聞いており、その後は、保険料を口座振替で納付するようになるまで、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に定期的に納付してくれていた。

夫が私の未納期間の保険料を一括して納付してくれた後の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期はよく覚えていないが、申立人の夫が、申立人に係る国民年金の加入手続を行った際に、過去のすべての未納期間の保険料を一括して納付したとし、その後は、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に定期的に納付してくれていたと申し立てているが、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫も既に亡くなっているため、具体的な加入時期及び納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和53年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定される。したがって、申立期間は、申立人の加入手続前の期間であるとともに、申立人の夫は、36年7月ごろに加入手続が行われていることを踏まえると、夫が申立期間の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付することができな

かったものと考えられる。

また、申立人の夫が、申立てどおり、申立期間の夫婦二人分の保険料を夫婦一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は4年9か月に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録のみが毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和53年12月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の51年1月から53年3月までの27か月(2年3か月)の保険料を過年度納付していることが確認できるとともに、国民年金制度が発足した36年4月から申立期間直前の46年3月までの120か月(10年)の保険料を、55年6月に特例納付していることが具体的に記載されている上、53年4月以降60歳期間満了までの*か月(9年*か月)の保険料については、申立人の夫と共にすべて現年度納付していることなどから、夫が申立人の加入手続の際に一括して納付したとする過去の未納期間に係る保険料は、当該過年度納付及び特例納付の保険料であったものと考えられる。しかも、これらの納付月数をすべて合算すると、昭和3年*月生まれの申立人の年金受給資格期間である264月(22年)と一致することなどを踏まえると、納付記録自体に特段不合理な点はうかがえず、当該過年度納付及び特例納付は、申立人の年金受給資格期間を最低限確保するために行われたものとみるのが自然である。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年8月まで

私は、親の年金加入の勧めもあり、大学生の時から保険料を納付していた。

申立期間当時は、勤務していた会社を退職し、ハローワークで仕事を探していた時期であり、退職の際における会社の人事部からの各種手続に関する説明及びハローワークでの説明を受け、年金関係の手続に限らないが、各種手続のため市役所に何度か出向いたことがある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職時における会社の人事部からの説明及びハローワークでの説明を受け、各種手続のため市役所に何度か出向いたことがあると申し立てているのみであり、その内容に具体性がうかがえない上、申立人に会社退職後の国民年金に関する加入手続及び納付方法について当時の状況を聴取したところ、いずれにも明確な記憶が無いとしていることから、当時の納付状況等が不明である。

また、当時は、特に収納事務の機械化により記録管理の強化が図られているところ、申立人のオンライン記録を見ると、国民年金被保険者期間のうち、申立人が初めて会社に就職する前の平成3年4月から6年2月までの保険料納付済期間について、保険料の収納年月日とともに納付記録が具体的に記録されている上、同年3月の保険料については、厚生年金保険との重複納付が判明したことに伴い、保険料の還付処理が行われたことが、その経過等を含め詳細に記録されていることなどを踏まえると、申立期間に係る保険料の納付記録だけが欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年11月から62年1月まで
私は、妻と一緒に国民年金に加入してからは、常に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付し続けてきた。
申立期間の保険料について、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみ納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、自身の分は納付記録が無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録及びA市の住民記録システムの国民年金記録欄を見ると、申立期間当時、申立人の妻は60歳に到達しておらず、国民年金被保険者期間中であるものの、申立人は昭和61年*月*日に既に60歳に到達しており、この時点で国民年金被保険者資格を喪失し、その後、申立期間直後の62年2月28日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人及びその妻から、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、国民年金の任意加入手続及び申立期間の保険料納付についての記憶は明確では無く、また、任意加入手続に係る事務処理が適正になされなかったこと、及び納付記録の内容を疑わせる周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和36年ごろ、夫が私の国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、夫が集金人に納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区(現在は、C区)において、昭和41年6月1日に特別適用対策事業として職権により夫婦連番で払い出されており、夫が自らの意思で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない上、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、39年1月から40年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人の夫は、軍人恩給受給者であったことから、本来であれば、制度上、申立人は、国民年金の加入時点を資格取得日とする任意加入被保険者となるべきところ、オンライン記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月1日を資格取得日とする任意加入被保険者とされている。

一方、申立人は大正10年*月*日生まれであることから、年金受給のため必要な資格月数は192月であるが、国民年金手帳記号番号の払出時点において既に44歳4か月であったことから、60歳到達時まで未納無く保険料を完納しても、この資格月数に4か月不足している状況にあったところ、オンラ

イン記録及び特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

これらの事情を踏まえると、申立人の年金受給資格月数を満たすために、1 年間分の過年度保険料を納付可能とするべく、資格取得日を昭和 36 年 4 月 1 日とする措置が講じられた可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立期間は 48 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年10月まで

会社を退職して厚生年金保険被保険者でなくなったため、自分でA区役所へ行き、国民年金への切替手続をした。

加入手続後の保険料については、特にお金に困ったことも無いので、途切れないよう、きっちりと銀行で納付したはずであるのに、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

制度上、厚生年金保険法附則第58条に基づく特例措置により、昭和11年4月2日から13年4月1日生まれの女子で、厚生年金保険被保険者資格期間が20年以上ある者については、満58歳で老齢厚生年金受給資格を得ることから、その時点で国民年金第1号被保険者資格を喪失することとなるところ、申立人は、12年*月生まれであり、また、厚生年金保険被保険者資格期間も20年以上あることから、この特例措置の対象者となる。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人は、58歳到達当時の平成7年*月*日に国民年金第1号被保険者資格を喪失し、その1年後の8年*月*日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この間に挟まれた申立期間は、国民年金の任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、第3号被保険者資格を喪失して第1号被保険者となった申立期間直前に当たる平成7年6月から同年10月までの国民年金保険料について、8年5月9日及び同年10月3日に過年度納付しており、また、申立期間直後に当たる同年11月から10年3月までの任意加入期間中の保険料については現年度納付しており、この結果、満額受給可能な納付月

数（432 月）に達していることが確認でき、記録上、不自然な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間の国民年金の加入手続等に係る申立人の記憶は明確で無く、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年12月まで

国民年金の加入については、自分自身では手続していないのはつきりとは分からないが、父が私の将来のことを考えて、私が会社を退職した昭和41年10月ごろ、手続してくれていたはずである。

申立期間の保険料についても、自分自身では納付していないのはつきりとは分からないが、自宅に集金人が来た記憶は無いので、たぶん父が、市役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職時の昭和41年10月ごろ、父が市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、父が市役所で納付したはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、A市B区において、同年1月17日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は28か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え

難い。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする父は既に他界しているため、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成9年2月まで

私が24歳(昭和36年)のころに、国民年金の特例納付制度で60歳になるまでのすべての期間の国民年金保険料を母が納めてくれた。その時、母からは全部納めているから今後支払う必要がないと言われ、領収書も見せられた。

また、時期は不明だが途中で母が追加で保険料を納付したことも聞いている。

母が私にうそをついていたということはありませんので納付記録が無いということには到底納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろから60歳に達するまでの全期間の国民年金保険料を申立人の母が前納してくれたと申し立てしているところ、国民年金への加入手続及び保険料の納付は母が行っており、申立人自身は保険料納付等に関与していないため、保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉及び弟と連番で、昭和35年11月25日に払い出されていることが確認できるものの、申立人を含む3名共に44年4月に不在消除となっていることが確認できることから、当時申立人は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を全く有していない被保険者とされていたと考えられ、その後、不在消除が取り消された形跡も見当たらない。

さらに、A市B区を管轄するC社会保険事務所(当時)及びA市B区役所において、国民年金保険料の全期間前納被保険者の実績は無いとしている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別

読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

ところで、全期間前納により保険料を納付した場合であっても、その後の保険料の値上がりにより差額保険料の追納が必要であった。また、制度改正により、既に納付された前納保険料は昭和 49 年 1 月以後の保険料に充当され、52 年からは通常の定額保険料と同額の保険料を納付しなければならなかった。

また、申立人は、母が追納したことを聞いているとしているが、その時期及び金額等の記憶は無く、母の他界後においても、申立人は国民年金保険料を納付したことは無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月30日から同年10月1日まで
② 昭和26年3月1日から同年6月10日まで
③ 昭和28年3月1日から35年7月15日まで
④ 昭和36年4月22日から38年9月15日まで
⑤ 昭和39年6月24日から40年6月9日まで
⑥ 昭和40年8月1日から43年12月30日まで
⑦ 昭和44年8月22日から47年9月13日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間（申立期間①、②及び③）及びC社、D社、E社及びF社に勤務していた期間（申立期間④、⑤、⑥及び⑦）について、2回にわたり脱退手当金を受給したとされている。

いずれの脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間に係る脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①、②及び③については、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和35年12月19日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されたページを含む前後計20ページ（390人）に記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね1年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した62人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を

含め 39 人見られ、うち 31 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号（申立期間②及び③に係る記号番号）は、脱退手当金支給決定直前の昭和 35 年 12 月 7 日に申立期間①の A 社に係る記号番号と重複取消されていることから、脱退手当金の請求手続に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所である F 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 11 月 16 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金裁定請求書は同年 10 月 2 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、当該裁定請求書を見ると、申立人名義の署名及び捺印がなされている上、脱退手当金が住所地に近い G 郵便局における隔地払い（通知払い）とされていることが確認できるとともに、「通算老令年金等説明を受けましたが脱退手当金を請求いたします」の後ろにも署名及び捺印がなされているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているほか、「47. 11. 13」と併記されているところ、脱退手当金が昭和 47 年 11 月 16 日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年 11 月 13 日を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び③に係るものと申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 36 年 4 月 3 日まで
② 昭和 36 年 4 月 3 日から 38 年 4 月 14 日まで

過去の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A社及びB社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年10月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計20ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した48人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め25人みられ、うち14人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないか

がえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から同年 12 月 22 日まで
② 昭和 32 年 1 月 19 日から 34 年 12 月 30 日まで

ねんきん特別便により、A社及びB社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みであることを知った。

脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は、請求も受給もしていないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和35年5月2日に支給決定されていることが確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号を見ると、申立期間である2回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、B社を退職後、昭和46年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5976 (事案 4509 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 15 日から 42 年 9 月 3 日まで
② 昭和 42 年 9 月 11 日から 45 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 11 日まで
④ 昭和 46 年 8 月 9 日から 47 年 3 月 26 日まで

当初の年金記録確認第三者委員会への記録訂正の申立てにおいて、申立期間に係る脱退手当金の支給記録については、訂正不要と判断された。

脱退手当金の請求は、退職時に会社から督促されて行ったもので、私の意志ではない。

当時、年金のことはよく分からなかったので、脱退手当金の裁定請求書を提出する際には、「何分にも初めての事で判りかねますが、取り敢えず左記の書類をご同封致しますので、よろしく願い申し上げます」と記載した手紙を添付しており、それを受けた社会保険事務所(当時)の担当者は私に脱退手当金を受け取ると厚生年金保険加入記録が無くなってしまうということの説明するべきだったと思う。

年金記録確認第三者委員会からの訂正不要の通知文では、社会保険事務所が説明しなかったことについてどのように判断したのか記載されておらず、その決定には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が脱退手当金の請求を行ったことを認めているほか、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと等を理由として、既

に当委員会の決定に基づく平成21年10月23日付け年金記録の訂正が必要とまではいえないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金裁定請求書の提出時に添付した文書に『何分にも初めての事で判りかねますが、取り敢えず左記の書類をご同封致しますので、よろしくお願い申し上げます。』と記載したので、これを受けた社会保険事務所の担当者は説明をすべきであった」旨主張しており、当第三者委員会の決定についてもこの点に触れられていない旨申し立てしているところ、申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出し、厚生年金保険からの脱退の意思を表示していること、提出書類に不備は認められないこと、及び申立人が「脱退」という言葉の意味内容を把握することが著しく困難ということはないことに鑑み、当時社会保険事務所が申立人の脱退手当金請求の表示行為を受けてその支給手続を進めたことは理解できることとあり、申立人の主張するところが申立人に係る脱退手当金の支給手続に何らかの違法をもたらすものとはいえないものである。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事情を踏まえると、当初の主張及び資料と併せて検討しても、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 6 日から 36 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 34 年 4 月から 43 年 7 月まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 18 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記においても解散している上、申立期間当時の事業主は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者期間の中抜けがある被保険者が 3 人確認できる。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 35 人のうち連絡先の判明した 17 人に照会し 8 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態等を推認できる陳述は得られなかった。

加えて、申立人は、昭和 35 年 8 月 6 日の被保険者資格の喪失後、36 年 3 月 1 日にA社において資格を再取得しているが、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、喪失時の記号番号とは異なる新しい記号番号が払い出されている。

また、申立人は、厚生年金保険資格の再取得時に、雇用保険の被保険者資格も取得していることから、申立期間において、雇用保険の被保険者資格をいつ

たん喪失したことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 2 日から 34 年 3 月 10 日まで
② 昭和 35 年 7 月 15 日から 36 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社を途中で退職したことはなく、申立期間も継続してB職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人及び同僚の陳述から、申立期間当時、100人前後の従業員のうち男性従業員は20人ほどであったと推認されるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社で最初に資格を取得した昭和31年10月から最後に資格を喪失した36年3月までの期間において、申立人同様、厚生年金保険の加入期間が短期間（おおむね1年以内）で途切れた後、2回又は3回、被保険者資格を取得している男性従業員が複数人確認できるところ、元事業主の親族は、「男性従業員は大半がB職であるが、ほかの会社へ引き抜かれるなど、B職の入退社は多かったと聞いている」と陳述している。

また、A社は、平成18年に解散しており、申立期間当時の事業主等との連絡もとれないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和33年12月2日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の押

印が確認でき、その後、34年3月10日に資格を再取得し、35年7月15日に再度喪失しているところ、健康保険被保険者証については紛失等のため返却できない「滅失届添付」の押印が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから30年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年4月ごろから勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が自身の入社時期より2か月から3か月後に入社して一緒に住み込み勤務したとしている元同僚の被保険者資格の取得日は、申立人と同一日の昭和30年8月1日であることが確認できる。

また、申立人が記憶している別の元同僚は、自身の入社時期を昭和26年11月ごろと記憶しているところ、同人の資格取得日は27年9月1日であることが前述の被保険者名簿で確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が、A社の申立期間当時の従業員は約30人であったとしているところ、前述被保険者名簿を見ると、当該期間の被保険者数は8人ないし15人であり、また、申立人が記憶している同僚のうち二人は名前が無いことから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったこともうかがえる。

加えて、A社は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってお

り、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 40 年 12 月まで
③ 昭和 43 年 1 月から同年 8 月 16 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 8 日から 46 年 1 月まで
⑤ 昭和 49 年 5 月から同年 11 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間⑤はD社E支店にそれぞれF職として勤務したのに、加入記録が無い。また、申立期間④については、昭和43年8月から46年1月までG社でF職として勤務したのに、43年10月8日以降の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月7日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は、「当社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないはずである」と陳述している。

さらに、申立人が申立期間当時の上司とする者の厚生年金保険の加入記録を見ると、同人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年3月7日に資格を取得しており、申立期間は被保険者でないことが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が当時勤務したとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の名前を記憶しておらず、記憶している上司は連絡先が不明であるため、これらの者から、B社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が当時勤務したとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、「C社は、H社がI部門として経営していた記憶がある」と陳述しているところ、H社は、「C社について当社に記録は無く、別会社であったと思われる。当社では別会社及び系列会社の社員を厚生年金保険に加入させることはないので、仮に申立人がC社で勤務していたとしても、当社では厚生年金保険には加入させていない」としている。

加えて、申立人のC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間④については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時もG社で勤務していたことが推認できる。

しかし、G社は、昭和58年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できない。

また、G社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の昭和43年10月8日の資格の喪失に伴い、同年10月11日に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことが確認できるほか、記録の訂正等が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人のG社における雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録と一致しているところ、元従業員3人についてみても両記録は一致していることから、同社では、申立期間当時、雇用保険と厚生年金保険は同時に資格の取得及び喪失の手続を行っていたと考えられ、申立人は、雇用保険記録の無い申立期間は厚生年金保険にも加入していなかったことも考えられる。

申立期間⑤については、申立人は、D社E支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、平成15年にD社からE支店の経営を引き継いだK社及び申立期間当時にD社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、いずれも申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、D社で申立期間当時に事務担当であった元従業員は、「F職には、厚生年金保険に加入する人と加入しない人がいた」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶しているJ職及びF職のうち、J職は加入記録が無いほか、当該元従業員が記憶している別のF職も加入記録が無い。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人のD社E支店における雇用保険の加入記録は確認できない。
このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月から 31 年 3 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び人事担当者は所在不明で、労務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、A社における申立期間当時の従業員数について、申立人は 100 人とし、回答のあった元従業員 7 人のうち 5 人は 60 人以上の人数を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者は 36 人から 39 人であるほか、申立人が同僚として姓を記憶する 2 人は、当該名簿に名前が確認できないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し回答のあった 9 人について、各人が記憶する入社時期と資格取得日を見ると、全員が入社後すぐには資格を取得しておらず、中には 12 か月後及び 15 か月後の者も見られる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 36 年に父親が事業主である A 社（個人事業所）に入社し、59 年 4 月 10 日まで継続して勤務した。同社は 54 年の法人化に伴い、B 社へ社名変更し、私が代表取締役役に就任した。

しかしながら、オンライン記録では事業所名称が逆に B 社から A 社に変更したことになっている上、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除され、社会保険事務所（当時）に納付していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 6 月 1 日から 59 年 4 月 11 日までの期間、父親が事業主である A 社に継続して勤務したと申し立てしているところ、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間を含め同社に継続して勤務していたことが推認される。

なお、申立人は「A 社」から昭和 54 年に「B 社」に事業所名称を変更したが、オンライン記録では逆に「B 社」から「A 社」に事業所名称を変更したこととなっていると主張しているところ、「A 社」に係る事業所名簿を見ると、昭和 36 年 6 月 1 日に「A 社」として事業所記号が払い出されていることが確認できる一方、B 社の商業登記簿をみると、55 年 3 月 * 日に設立していることが確認できることから判断すると、社会保険事務所は、オンライン入力の際の事務過誤により、「A 社」と「B 社」を逆に入力したことが考えられる。

一方、申立人は、申立期間も継続して厚生年金保険に加入していたと申し立てしているところ、A 社保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通

知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人はオンライン記録どおり、いったん、昭和 43 年 12 月 1 日付けで被保険者資格を喪失し、54 年 2 月 1 日付けで被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このことは、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が健康保険被保険者証を返納したことを示す「返納」の記録が確認できること、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した際の記号番号は、資格取得日を昭和 54 年 2 月 1 日として同年 2 月 20 日に払い出されていることと一致しており、これらの記録に不自然な点も見当たらない。

また、A社に係るオンライン記録から複数の同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

なお、申立人は「個人事業主（A社）の親族は厚生年金保険に加入できないのに、何らかの理由により、誤って加入していた」と主張しているが、制度上、個人事業主と同一生計にある親族は社会保険に加入できないものの、申立人自身が当時、事業主である父親とは別世帯であったと陳述していることから判断すると、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したとする記録は不自然とは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月ごろから 37 年ごろまで
② 昭和 37 年ごろから 39 年ごろまで

申立期間①については、昭和 34 年 9 月に A 市所在の B 社に入社し、すぐに C 県に派遣され、D 社、E 社、F 社等の現場で G 職として勤務していた。

申立期間②については、H 駅前にあった I 社で約 2 年間 G 職として勤務していた。その後、C 県から J 市に戻ってきて 10 年間の国民年金保険料を支払った。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。また、申立期間は厚生年金保険料と二重払いしているのではないかと思っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時、B 社の社員で K 市で L 業務に従事していた者の陳述内容と申立内容が符合することから判断すると、K 市の現場において申立人は G 職として仕事をしていたことが推認される。

しかしながら、B 社の当時の社会保険事務担当者は「B 社では、正社員は M 職及び N 職などの専門職数名しかおらず、G 職等は日雇健康保険への加入手続を行い、厚生年金保険には加入させていなかった」と陳述している上、当時の複数の同僚からも「B 社では、G 職として勤務していた正社員は一人もいなかった」旨の陳述が得られた。

また、申立人が名前を挙げた G 職及び O 職の同僚にも申立期間において B 社での厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、B 社の当時の代表取締役は既に亡くなっているため、申立人の

勤務実態及び保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はH駅前に所在したI社に勤務していたと主張しているところ、当時の事業所名、社長名及び所在地等がオンライン記録と一致することから、勤務期間は特定できないものの、同社での在職が推認される。

しかしながら、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和36年6月1日から41年9月1日までの間に資格を取得した者は一人もおらず、申立期間中に被保険者資格のある者は14名であり、このうち陳述の得られた同僚は、「I社では、G職及びP職などは社員としては一人もおらず、これらの者はすべて下請であった」と陳述している。

また、I社の当時の社長は、既に亡くなっている上、同社も昭和53年4月に適用事業所ではなくなっているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について明らかとすることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は、K市からJ市に戻った後、申立期間当時の10年間の国民年金保険料をまとめて納付したので、厚生年金保険料と重複納付になっているのではないかと申し立てているが、戸籍の附票及び住民票によると、昭和41年3月にJ市に転居していることが確認できるが、申立人に係る特殊台帳をみても、10年間分の国民年金保険料をまとめて特例納付した等の記録は無く、当該特殊台帳によると、申立人は国民年金制度が発足した36年4月から60歳到達時（平成11年*月）までの間の国民年金保険料については、37年当時の3か月及び厚生年金保険加入期間を除き、すべての期間が納付済みとなっており、納付は現年度納付又は過年度納付により行われたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月ごろから43年2月ごろまで

私は、A市に所在していたB社で昭和36年6月から43年2月までC職として勤務していた。

B社は、D社の下請会社であり、E事業を行っていた。

申立期間は、B社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA市に所在していたB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB社は、「申立期間当時、A市に事業所（支店等）は無く、申立期間当時の従業員台帳においても申立人の名前は確認できないことから、申立人の当社における在職は不明である」旨を回答しているほか、申立人は同僚を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出して調査したものの、申立人の申立期間における同社での在職を確認することはできなかった。

また、B社は、申立人に係る資料が無いため保険料控除についても確認できないとしているほか、上記において抽出調査した同僚からも申立人の厚生年金保険への加入について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年から 4 年 12 月まで
② 平成 5 年 5 月から 7 年 6 月まで
③ 平成 7 年から 8 年まで
④ 平成 13 年から 16 年まで
⑤ 平成 16 年から 18 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①は、A社で勤務し、B業務を行っていた。

申立期間②は、C社で勤務した。

申立期間③は、勤務はしていなかったが、出資金の利息としてD社から給与をもらっていた。

申立期間④は、E社又はその関連会社であるF社で勤務し、G業務を行っていた。

申立期間⑤は、H社で勤務し、G業務を行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社でB業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、元従業員の一人は、申立人のようにB業務を行っていた従業員は、アルバイトとして採用されていたとしているところ、オンライン記録を見ると、A社で被保険者となっている男性従業員は、申立人がI職等であったとする者一人であり、B業務を行っていたとされる従業員は被保険者となっていない。

また、申立人は、前述の男性従業員以外の同僚の氏名を記憶していないため、

これらの者から、A社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は既に解散し、清算人であった者も死亡していることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険に関する取扱いを確認できない。

申立期間②については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、C社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、C社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、申立人は、D社で勤務はしていなかったものの、出資金の利息として給与をもらっていたとしていることから、同社での勤務実態は無かったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立人は、平成7年7月から国民年金に任意加入し、8年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、D社においては厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えられる。

申立期間④については、F社が作成保管する賃金台帳から、申立人が、申立期間のうち、平成14年7月3日から16年12月30日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、E社及びその関連会社であるF社は、「申立人の雇用形態はアルバイトであった」としているところ、当該賃金台帳を見ると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人は、申立期間当時の年齢が65歳以上であったが、申立期間のうち、平成14年3月31日までの期間は、当時、厚生年金保険法において厚生年金保険に加入可能な者は65歳未満とされていたことから、申立人は、当該期間に厚生年金保険の被保険者となることはできない。

申立期間⑤については、H社は、同社の記録を基に、「申立人は、平成17年1月4日から19年4月25日まで当社に勤務していた」としている。

しかし、H社から提出された申立人に係る平成17年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿を見ると、給与から社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、平成17年*月*日に70歳になっているが、14年4月1日以降においては、厚生年金保険法において、厚生年金保険に加入可能な者は70歳未満とされていることから、申立人は、申立期間のうち、17年7月15日以降の期間については、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料控除を確認

できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年9月30日まで
経営していたA社が平成3年9月*日に倒産した後、年金を受給するために社会保険事務所(当時)に赴いたところ、応対した課長から、同社に保険料の滞納があるため、年金の支給はできないと言われた。

私は当時、無収入なのでどうしようもないと困っていたところ、同課長から「あなたの給料を少なくして浮いた掛け金を未納金額に充てれば未納が解消します。社印を持ってきてください」と言われたので、翌日、社印を社会保険事務所に持参した。

その後、私より給料の少なかった妻の年金額が私の年金額を上回っていることに気付き、そのさらに数年後にテレビで滞納保険料の集金の実態を知り、私についても同様にされたことを確信した。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成3年9月*日)の後の平成4年9月7日付けで、さかのぼって8万円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、商業登記の記録から、申立人は、申立期間及び遡^{そきゅう}及訂正処理日において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の遡及訂正処理の説明を受け、その翌日に社会保険事務所へ社印を持参したと陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年7月1日まで

私は、昭和28年11月に、A社B事業所で臨時社員として厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年11月ごろ、同社C事業所(D社)へ転籍となった。

A社C事業所は、昭和30年9月ごろ、E社に管理が引き継がれることとなり、私は、元のB事業所へ再度転籍することになった。

A社B事業所に戻ってから、同事業所において10か月程度勤務した後、私は退職した。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年9月ごろにC事業所からA社B事業所に転籍し、申立期間は、A社B事業所で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社F部門から提出された資料を見ると、申立人は申立期間において、A社B事業所ではなく、D社に勤務していたことが確認でき、申立内容と符合しない。

また、オンライン記録によると、D社は、昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間についてA社B事業所において、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、A社人事部は、「籍がD社にあれば、給与についても同社から支給されているので、社会保険のみほかの事業所で加入することは考えられず、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているのであれば、保険料を控除することはないと思う」旨陳述している。

さらに、D社での厚生年金保険の資格の取得日及び喪失日が、申立人と同一日であり、同じ臨時社員であった唯一の同僚は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 21 日から 32 年 2 月 25 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 6 月 7 日まで

私が 58 歳から 59 歳のころ、A 社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらった際に、昭和 31 年から 33 年にかけて勤務していた A 社及び B 社の厚生年金保険加入期間について、記録が無いことを初めて教えてもらい、不満だったがそのままにしていた。平成 20 年 6 月にねんきん特別便が送付されてきて、そこにも私の厚生年金保険加入期間が記載されておらず、厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給されていることになっていると初めて知った。私自身脱退手当金を受給した記憶が無く、脱退手当金が支給されたとする当時は、年金についての知識も無く、脱退手当金の給付制度自体も知らなかった。脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのだから、B 社退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人は昭和 36 年 4 月 21 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の強制加入被保険者となっているものの、40 年 3 月まで国民年金保険料の納付記録が無いことから、通算年金制度を活用する意思があったとは考

え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5989 (事案 3217 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 22 年 12 月 28 日まで

私は、昭和 22 年 12 月 28 日に A 県 B 市にあった C 社を退社した後、D 県にある実姉 E 氏宅で一緒に暮らしていた。

したがって、脱退手当金が支給されたとする昭和 23 年 2 月 18 日当時、私は A 県に居住しておらず、脱退手当金を受け取っていない。

以上の理由から再申立を行うので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と同一時期（おおむね 1 年以内）に資格を喪失した女性 30 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 21 人みられ、うち 20 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定され、支給決定日も同一日の者が散見されること及び脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見て、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す新たな事情として、脱退手当金を受給したとされる昭和 23 年 2 月ごろは D 県に居住していることから、A 県で脱退手当金を受給できるはずがないと主張しているが、同年 2 月当時に申立人が D 県に居住していたことを確認することができない。

また、事業主による代理請求の場合、脱退手当金の支給決定時点において請求者の住所地が遠隔地であっても、隔地払により、申立人の居住地の最寄りの郵便局等での受領が可能であったことから、仮に昭和 23 年 2 月当時に D 県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とはならない。

申立人が挙げた再申立ての理由からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月7日から29年7月1日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社B事業所に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。A社は結婚のために辞めた。脱退手当金が支給されたとする時期は忙しく、請求手続を考えたこともない。

脱退手当金は請求したことも受給したこともないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、A社が作成・保管する年金受給資格者台帳を見ると、申立人に係る脱退手当金を支給申請した記録があり、昭和30年3月5日に事業主により代理請求がなされていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から30年7月15日まで

私は、A社に、昭和25年7月10日から34年11月10日まで継続して勤務しており、健康保険及び雇用保険にも加入していた。

勤務していた期間のうち、昭和29年7月1日から30年7月15日までが厚生年金保険に未加入であるということは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は昭和29年7月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返却した後、30年7月15日付けで同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立期間においてA社B工場で勤務をしていたことが確認できる同僚13人に照会したが、申立人の申立期間における勤務状況を確認できる陳述は得られなかった。

さらに、上記同僚13人のうちの1人は、「A社は昭和28年8月に社名は変えずに代表者が代わり、その後、従業員の整理解雇が行われた」と陳述している。このことは、A社B工場において被保険者資格のある従業員21人が昭和29年4月1日から同年9月1日までの期間に、同社における被保険者資格を喪失していること、及び上記21人のうち申立人と同じ同年7月1日付けで資格を喪失している同僚13人中3人が「整理解雇により退職をした」と陳述していることと符合する。

加えて、上記 21 人のうち 2 人の同僚は、退職後 1 年以内に A 社 B 工場において被保険者資格を再取得しているが、両名とも「会社の業績が回復したため、呼び戻されて復職をした」と陳述している。

以上のことから、A 社は、昭和 29 年 7 月 1 日付けで申立人を整理解雇し、社会保険事務所に被保険者資格喪失届を提出し、30 年 7 月 15 日付けで同社に復職させ、社会保険事務所に被保険者資格取得届を提出したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月から32年7月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間に勤務した事業所の名称は思い出せないが、前職を退職後すぐにA市内のB社で勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA市内にあるB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に勤務した事業所の名称、所在地及び事業主の氏名を記憶しておらず、勤務した事業所を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人に別の厚生年金保険記号番号が払い出されていないかどうかについて、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人に別の記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の保険料控除に係る記憶は明確ではなく、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から32年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社が運営するB支店でC職として勤務したため、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がB支店で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人が勤務したとするB支店がA社D事業所として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月16日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が自身と一緒に入社したとするC職及び申立人が申立期間当時B支店のE職であったと記憶する者は、A社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年3月16日に被保険者資格を取得しており、申立人が記憶するその他の調理担当者二人については、同社において被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、A社及び同社D事業所の事業を継承する(株)B支店は、申立期間当時の資料を保管していないほか、前述のC職等4人は、いずれも死亡又は所在不明であるため、両社及びこれらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、本社からB支店にE職として異動してきたとされる者を除き、申立人及び前述のC職3人に係る被保険者記録は見当たらないほか、申立期間の健康保険整理番号

に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から59年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社でB職として勤務したので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事台帳及び申立人提出の辞令から、申立人が申立期間にA社でB職として勤務したことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社人事課は、申立期間当時、B職は厚生年金保険及び雇用保険には加入させず、健康保険組合の健康保険にのみ加入させていたとしているところ、申立人提出の給与支払明細書には、厚生年金保険料控除の記載は無く、健康保険料のみ控除された記載が有る。

さらに、申立人に係る国民年金の特殊台帳によると、申立人は、申立期間を含む昭和48年1月から61年3月までの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年9月27日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和21年4月1日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ学校を同時に卒業し、一緒に昭和21年4月からA社で勤務したとする同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間から同社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚の資格取得日は、申立人より4日遅い昭和21年10月1日である。

また、当該同僚は、「昭和21年4月に入社した新卒者は5人から6人いた」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同年度に生まれた者で昭和21年に資格を取得している者は申立人及び当該同僚のほかに5人おり、これらのうち1人(女性)は同年4月1日に資格を取得しているが、その他の4人(いずれも男性)は、同年9月25日から同年12月27日までの期間にそれぞれ資格を取得していることから、A社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和24年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することはできず、申立期間当時の事業主等の役員は所在不明であることから、同社等から申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月11日から30年3月22日まで

私は、昭和27年10月7日から28年12月1日まで、A県のB事業所でC職として勤務していた。A県の同事業所が、D市のE事業所へ移転したことに伴い、従業員も一緒に移動となり、D市の同事業所で同年12月1日から30年7月1日まで勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のE労務管理事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和29年5月11日と記録されているところ、F部門が保管する申立人に係る当時の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における退職日の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「D市のB事業所では昭和28年12月1日から30年7月1日まで勤務した」と申し立てているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、当該期間のうち、昭和30年3月22日から同年7月1日までの期間は、G社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

なお、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が、申立期間当時から使用していた通称名での被保険者記録が確認できることから、オンライン記録では適用事業所が不明となっていた昭和30年3月22日から同年7月1日までの期間における申立人の被保険者記録は、申立人が主張するD市のB事業所に勤務していた期間の記録ではなく、G社に在籍していた期間の記録であると認められる。

さらに、オンライン記録において、申立人の通称名を含めて氏名の読み方の

違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5997 (事案 4266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年2月1日まで

私は、昭和26年6月1日にA社に入社して、B社、C社と会社名が変わったが49年5月21日まで継続して勤務していた。しかし、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっておらず納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められない旨の通知を受けた。

私に、ねんきん特別便が届いたのは平成20年3月であり、今となっては当時の事情を証明することはできない。昨今の新聞によると、厚生労働大臣は1年程度の短い申立案件については原則として認容する旨の報道がされている。私の場合も申立期間は短く申立期間当時勤務していたことが明らかである以上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のB社及びC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日の記録は、雇用保険の記録とも一致していること、ii) 同僚は、「社長から、会社が倒産しそうなのでしばらく失業保険をもらってくれと言われた」と陳述しているほか、別の同僚は、「会社は倒産状態であったことから、厚生年金保険の保険料は控除されていなかった」と陳述していること、また、iii) 事業主は、「事務員に任せていたので何も分からない」としており、保険料控除について確認することはできなかったことなどから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年9月18日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、「ねんきん特別便の発送が遅すぎ、今となっては当時の事情を証明することはできない。昨今の新聞による

と、厚生労働大臣は1年程度の短期間の申立てについては原則として認容する旨が報道されており、私の場合も申立期間は短く申立期間当時勤務していたことが明らかである以上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨を主張している。

しかし、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月25日から36年12月まで

社会保険事務所(当時)の記録ではA社における私の厚生年金保険の加入記録が昭和35年7月10日から36年2月25日となっている。私は、同社において1年以上はB職として勤務し、退職後には失業保険も受給したので、厚生年金保険の加入記録が7か月しかないというのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後失業保険を受給したので1年以上は勤務し、昭和36年12月ごろまでは勤めていたはずであると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間の申立人に関する資料は保管しておらず、申立人が申立期間において当社に勤務していたかどうかは不明である」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚13人を抽出調査し、11人から回答が得られたものの、申立人の勤務期間及び申立期間における保険料控除について確認することはできなかった。

なお、申立人は、A社に1年以上勤務していたと申し立てているところ、退職日に係る明確な記憶が無く、また、上記の同僚に対する抽出調査の結果、複数の同僚は「一緒に入社した者はいなかった」と回答しているにもかかわらず、上記被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日は複数の同僚が同一日となっていることが確認できることから、同社は一定期間内に入社した従業員についてまとめて厚生年金保険への加入手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立期間に係る厚生年金被保険者としての記録は無い。

なお、A社を退職後に、失業保険を受給したため、1年以上は勤務していたと申し立てているところ、昭和36年当時、失業保険法による基本手当は離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間があれば、基本手当を受給することができた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 20 日から平成元年 2 月まで

私は、昭和 40 年 2 月 1 日から平成元年 2 月まで A 社に勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できないので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 2 月 1 日に A 社に入社し、平成元年 2 月まで同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格のある同僚 14 人を抽出し事情照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

一方、A 社は、「会社に保存している当時の社員台帳と雇用保険台帳を見ると、申立人は厚生年金保険及び雇用保険とも昭和 40 年 2 月 1 日に資格を取得、厚生年金保険の資格期間は 41 年 1 月 20 日までであり、雇用保険の離職日は同年 1 月 19 日となっているので、その期間は正社員だったと思われるが、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については確認できない」と回答しており、同社におけるこれらの記録はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によれば、申立期間と重なる昭和 41 年 3 月 1 日から同年 3 月 12 日までの期間について、申立人は B 社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和 44 年 11 月 26 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、それ以降 61 年 4 月 1 日までの期間は任意加入被保険者となっており、44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同被保険者名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない上、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 10 日から 59 年 10 月 19 日まで
私は、申立期間当時、A社に在籍し、B県でC職としてD業務に携わっていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の陳述から、在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録から、申立人がA社の前に勤務していた事業所を昭和 57 年 10 月 9 日に離職した後、同年 10 月 28 日に離職票の交付を受け、58 年 4 月 1 日からの再就職に係る常用就職支度金を同年 5 月 10 日に支給されていることが確認できる上、申立人が 59 年 4 月 1 日に同社とは別の事業所での雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、57 年 10 月 10 日から 58 年 4 月 1 日までの期間及び 59 年 4 月 1 日から同年 10 月 19 日までの期間において、A社に在籍していなかったものと推定できる。

また、A社は、昭和 54 年 2 月 1 日に適用事業所ではなくなっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

さらに、A社の事業主は、「給与計算及び社会保険事務については、顧問税理士及び事務担当者にすべてを任せていたため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況は分からない」旨陳述している上、当該顧問税理士及び事務担当者は

所在不明であり、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 1 日に A 社に入社し、B 業務に従事していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 36 年 7 月 3 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和 35 年 3 月 27 日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社に在職していたことが推認できるものの、当該同僚は、「申立期間の保険料の控除の状況等は分からない」旨陳述している。

また、申立人は、「申立期間当時の A 社における事務担当者の氏名は覚えていない」旨陳述しており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における同社在籍が確認できる複数の同僚及び申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、これらの者から、申立期間当時の事務担当者の氏名及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主である申立人の父親は、既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

加えて、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 36 年 7 月 3 日とする申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号を含む同社での被保険者資格の取得者 6 人の被保険者台帳記号番号が同年 7 月 15 日に払い出されていること、及び同社での被保険者資格の取得者の直前の台帳記号番号が申立人と

同一日の同年7月15日に同社とは別の事業所での36年6月3日の被保険者資格の取得者に払い出されていることが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から確認でき、A社での申立人の被保険者資格の取得日に係る社会保険事務所の記録に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の本名を含め氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年4月1日までの期間及び22年6月8日から28年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年6月8日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月1日から21年4月1日まで
② 昭和21年4月1日から22年6月8日まで
③ 昭和22年6月8日から28年11月1日まで

私は、昭和20年11月1日から30年4月21日までA社B工場及び同社C工場に勤務した。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B工場のD部門にE職として勤務した期間(申立期間①及び③)が厚生年金保険の未加入期間となっており、同社B工場での私の厚生年金保険加入記録は、F職に職種が変わった以降の期間のみとなっている。

また、私がA社C工場にE職として勤務した期間(申立期間②)に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していない。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同工場在籍が確認できる同僚が記憶する同工場のD部門(E職)の勤務場所及び業務内容は、申立人の陳述内容と符合していることから、申立人が同工場のD部門にE職として勤務していたことが推認できるものの、当該同僚の同社B工場での被保険者期間は申立期間③の一部期間である上、当該同

僚は、「私は、G職としてA社に勤務しており、申立人のことは覚えていない」旨陳述しているため、申立人の勤務時期及び期間が特定できない。

また、申立人は、「申立期間①及び③において、A社B工場のD部門にE職として勤務していた同僚は4人いた」と陳述しており、同僚のE職1人の姓のみを記憶していたものの、当該同僚E職4人の連絡先は不明であるため、これらの者から、A社B工場にE職として勤務した者の厚生年金保険の適用状況及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び③における同工場在籍が確認できる複数の同僚を抽出して連絡先を調査したものの、連絡先が判明した同僚は、G職として同工場に勤務していたとする上記の同僚1人を含む3人だけであり、他の同僚は既に死亡又は所在不明である上、当該3人も、「申立人のことは覚えていない。自身はE職ではなかったし、A社B工場のE職の厚生年金保険の適用の取扱い及び申立人の厚生年金保険料の控除の状況は分からない」旨陳述している。

加えて、A社B工場は、昭和36年11月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、事務担当者であったとされる3人も既に死亡又は所在不明等であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることはできなかった。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び③における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、給付記録欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②に係る脱退手当金が支給決定された昭和23年8月2日の時点では、通算年金制度創設前のため20年以上の厚生年金保険被保険者期間

がなければ年金は受給できないことから、28年11月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないかえな
い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間②とその後の被保険者期間は別の番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月14日から33年12月6日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B事業所に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年3月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計9ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した22人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め19人であり、うち17人が資格喪失後約5か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和34年1月21日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「34.1.21 回答済」の表示が確認できる上、申立期間に係

る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月ごろから34年6月1日まで
② 昭和34年9月26日から60年3月ごろまで

私は、昭和30年4月にA県からB県C市に転居し、D社又はE社でF職として約30年間働いたが、厚生年金保険の加入記録が3か月しかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、D社又はE社でF職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立期間①については、申立期間当時、D社で勤務していたとする従業員2名は、「申立人を知らない。昭和30年代に社員のG職は2名しかおらず、厚生年金保険に加入していたのは社員のみで、下請のG職は加入していなかった」と陳述している。

申立期間②については、D社で申立期間のうち、昭和43年2月まで勤務していたとする同僚2名は、「期間は分からないが、申立人はD社でK職の下請として働いていた」と陳述している。また、ほかの同僚6名は、「D社は、職種別に下請発注が多く、直庸、常庸はなかった」、「D社の正社員は厚生年金保険に全員加入していたが、G職、H職、I職、J職等は下請業者で厚生年金保険には加入していない。G職等の建築関係は、すべて受取制で、同社と直接の雇用関係はなかった」と陳述している。

さらに、申立人は、D社において、「D社からのれん分けされたG職の下で仕事をしていた期間が長く、その期間は同氏から給与を受けていた」と陳述していることから、申立人は、厚生年金保険の加入対象となる正社員ではなかったと考えられる。

加えて、D社は、昭和43年2月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同日以後は適用事業所となっていない。

一方、E社で申立期間中に勤務していたとする同僚1名は、「申立人は、E社で働いていたことがあるが、K職で請負仕事をしていた」と陳述している。

また、ほかの同僚1名は、正社員のG職を1名、受取制のG職を2名記憶しており、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該正社員のG職は、被保険者として記録されているが、当該受取制のG職2名の名前は同名簿に見当たらない上、別の同僚1名は、「厚生年金保険に加入していたのは事務所の正社員だけだったと思う」と陳述していることから、申立人は、K職で厚生年金保険の加入対象となる正社員ではなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「E社ではG職仲間2人から3人のグループで種類ごとにまとめて仕事を行い、出来高で給料を決めていたので、手の早いG職と遅いG職では給料に差があった」、また、「E社が暇になるとD社の仕事を行い、また、その逆もあった」と陳述している。

加えて、申立人は、昭和36年2月3日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、妻が厚生年金保険の被保険者期間であった任意未加入期間を除き、同年4月から60歳に到達する平成5年*月まで国民年金に加入しており、納付状況を見ると、納付済期間、未納期間及び免除期間は夫婦でおおむね一致している上、B県C市の記録から、昭和46年6月1日から平成5年8月6日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月ごろから31年4月1日まで
② 昭和31年4月1日から同年5月21日まで
③ 昭和31年5月21日から32年3月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和24年4月にA社へ入社し、26年1月ごろにB社となったときに、社長から、「これからは税金及び保険などの費用が掛かるので皆の収入が少し減る」と言われ、皆が了承したという記憶があり、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出したB社の社名が確認できる写真及び申立人が名前を挙げた事業主を含む14名の従業員のうち8名が申立期間において同社で厚生年金保険に加入していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間①の全部又は一部について同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「B社の前身のA社に昭和24年4月に入社した」と陳述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年6月1日には、10名が被保険者資格を取得しているが、すべて申立人より年上であること、申立人は、「従業員の出入りは頻繁にあった」と陳述しているが、申立期間①に当たる同年6月2日から28年1月7日までの2年7か月の間には、新たに同社で被保険者資格を取得した者がいないこと、及び上記で申立人が名前を挙げた13名の従業員のうち6名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前が見当たらない上、このうち同年代として名前を挙げた2

名についても、同名簿には名前が見当たらないことから、同社では、必ずしも従業員すべてを厚生年金保険に加入させていなかったことが推察される。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

申立期間②についても、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社は、C社と名称変更して別の所在地で改めて同年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

申立期間③についても、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③を含み同社で被保険者資格を取得している複数の同僚に、申立人の申立期間③における勤務状況について文書照会を行ったところ、回答のあった全員が、「申立人のことを覚えていない」と陳述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

さらに、B社を継承するC社は、昭和36年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社に係る商業登記の記録も無く、同社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における事業主による保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 33 年ごろから 38 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、「当時のA社では、主に事業主と私の二人だけで会社の業務を行っていた」と陳述しており、同社の事業主であった者の親族であり、現在も引き継いで事業を営んでいる者も、「昔から家族経営で業務を行っている」と回答していることから、申立期間①当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件である常時5人以上の従業員を使用する事業所に該当しなかったものと推察される。

さらに、上記の親族は、「A社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない」と回答している。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所においても雇用保険の適用事業所

としての記録は無い。

さらに、申立人は、「当時のB社では、社長、上司、先輩及び私の計5人の者が働いていた」と陳述しているものの、申立人は、「社長、上司及び先輩」のそれぞれの名字と当時のおよその年齢を挙げるにとどまっており、申立人陳述の事業所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は無いことから、事業主及び同僚等の連絡先は不明であり、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない旨の回答を得た。昭和 44 年 4 月にA社に入社し、B支店に勤務していたのは間違いないので、申立該間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社C事業所に臨時社員として勤務していたことは、雇用保険の記録及びA社C事業所の履歴カードにより確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和44年4月25日に臨時社員として入社した同僚は、「厚生年金保険料は昭和44年6月から控除された」と陳述している。

また、申立人と同じ昭和44年4月25日に臨時社員として入社した別の同僚は、「当初は、日雇健康保険に加入していた」と陳述している。

さらに、申立人と同じ昭和44年6月1日にA社C事業所で厚生年金保険の被保険資格を取得した同僚で、住所の判明した者に文書照会したところ、19名から回答があり、16名が、「昭和44年5月以前にA社C事業所に入社した」と陳述している。

加えて、A社C事業所の適用事業所を承継したD社は、「臨時社員の場合は、一定の労働条件を満たしていない者は厚生年金保険に未加入であった」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 21 日から 48 年 5 月 20 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の取締役及び同僚の証言により、申立人は、時期は明確でないものの申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る届出書類を確認したが、申立人の氏名を確認できないため、社会保険事務所に届出していない」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時にA社で勤務していたことが確認できる複数の同僚は、入社したとする時期から約4か月後、及び少なくとも12か月以上遅れて被保険者資格を取得していることが推認でき、当時、同社では、すべての従業員を勤務期間どおり厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の前に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同社において被保険者資格を喪失後、「資格喪失後の継続給付」を受けていることが確認でき、これについてA社も、「申立人は、『前の会社の保険があるため、健康保険は不要である』と言っていたと思う」と回答している。

加えて、申立期間にA社で被保険者資格を取得している者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同

原票に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。